

19世紀中葉エジプトにおける
「遊牧民」家族の構成とサイクル

The Family Structure and Cycle of Bedouins
in Mid-19th Century Egypt

加藤博・出川英里
Hiroshi KATO, Eri DEGAWA

19 世紀中葉エジプトにおける
「遊牧民」家族の構成とサイクル

加藤 博・出川 英里

The Family Structure and Cycle of Bedouins
in Mid-19th Century Egypt

Hiroshi KATO

Eri DEGAWA

目次

はじめに	5
1. 概念設定	5
2. 資料解題	9
3. 分析装置と資料考証	15
4. 19世紀中葉における遊牧民の家族構造	20
5. 19世紀中葉における遊牧民の家族サイクル	25
6. 労働力確保の戦略としての家族	30
おわりに	33
参考文献	33

付録

A データベース (A-1 ~ A-3)	36
B ジャハマ族家族データ (B-1 ~ B-6)	41
C オマル・マスリー「遊牧民」家族データ (C-1 ~ C-5)	48
D オマル・マスリー「農民」家族データ (D-1 ~ D-3)	54

はじめに

サイード（治世 1854-63）が第四代のエジプト総督に就いた 1854 年、政権を揺るがす遊牧民の蜂起が起きた。ミニヤ地方を拠点とするジャワーズィー族の首長（シャイフ）、オマル・マスリーを首謀者とする蜂起である。この蜂起は、19 世紀エジプトにおける遊牧民による最大の蜂起であり、その後の遊牧民の境遇に決定的な影響を与えた⁽¹⁾。

蜂起自体は、1854 年における 5 ヶ月弱の短期間であった。しかし、その余波は 1863 年にサイードが死ぬまで、かれの治世の 10 年の長きに及んだ。その間、エジプト政府は懲罰のため、蜂起に関係した部族に対する大々的な住民狩りと捕獲を行った。

エジプト公文書館（Dār al-Wathā'iq al-Qawmīya al-Miṣrīya）には、この 1854 年の遊牧民蜂起に関する情報がまとまった形ではないものの、残されている。そのなかには、中央当局あてに地方当局によって作成された、蜂起に関係した部族に対する住民狩りについての報告書がある。その長さや内容はさまざまであるが、収集した具体的な情報をそのまま載せた長文の報告書もある。そのため、この種の報告書—以下、捕獲遊牧民文書と呼ぶ—は、遊牧民蜂起についてはもちろんのこと、当時の遊牧民社会一般を知るための貴重な資料となっている。

本稿は、この捕獲遊牧民文書に含まれる多様な情報のうち、捕獲された部族家族の名簿を取り上げ、その分析を通して、19 世紀中葉における遊牧民家族の構成とサイクルの特徴をあきらかにすることを目的とする。以下、本題に入る前に、分析の対象となる遊牧民と分析単位である家族について、簡単な解説を加えておきたい。

1. 概念設定

1-1 近代エジプトにおける「遊牧民」

さて、本稿のタイトルでは、遊牧民を括弧で括って、「遊牧民」と表現している。それは、従来の 19 世紀エジプトの遊牧民研究において、遊牧民という社会範疇がはっきりと定義されないまま言及されてきたからである。

遊牧民という社会範疇が言及されるとき、かれらが農民や都市民とは異なる生業に従事し、独自の文化とアイデンティティをもっていることが前提されている。アラブ世界で遊牧民とは、通常、ベドウィン（アラビア語でバダウィー *badawī*）と呼ばれる。バダウィーは荒野（バーディヤ *bādiya*）に住む者の意味であり、ハダリー *ḥadārī*（定住民）と対比され、非定住を特徴とする社会範疇である。

このベドウィンが定住民、つまり農民と都市民とは異なる生業と文化・アイデンティティを持っていることに間違いはない。しかし、ベドウィンと称された現実の社会集団は地域と時代

(1) この蜂起の近代エジプト史における意味については、[加藤 1997a,b] [加藤 2008] [Kato 2001] を参照のこと。

によって異なり、ベドウィンの定義も明確ではない⁽²⁾。エジプトにおいても、同じである。とりわけ、19世紀近代のベドウィン、つまり遊牧民については、とりわけ注意を要する。

エジプトで19世紀という時代は、国家によって積極的な遊牧民定住策がとられ、遊牧民の定住が進行した時代であった⁽³⁾。19世紀中葉以降には、多くの遊牧民は定住、あるいは半定住の生活をするようになっていた。そのため、文化やアイデンティティの次元ではともかく⁽⁴⁾、生業や生活様式において農民と遊牧民とを明確に区別することが難しくなっていく⁽⁵⁾。

ところが、これまでの近代エジプト遊牧民研究では、この点についての詳細な言及がないまま、研究がもつばら、遊牧民の国家と大地主制との関係に焦点が合わされてなされてきた。つまり、国家との関係では、正規軍を補助する武装集団としての遊牧民が⁽⁶⁾、大地主制との関係では、ムハンマド・アリー（治世1805-48）による土地国有原則の破綻と私的土地所有権の導入によって形成された大地主層の一翼を担うようになる遊牧民の首長たちの土地集積が⁽⁷⁾、もつばら研究テーマとなってきたのである。

結局のところ、これまでの近代エジプト遊牧民研究では、彼らの生活環境についての詳細な言及がなされないまま、当時の国家が遊牧民と定義した社会範疇をもって遊牧民とされ、研究がなされてきたのである⁽⁸⁾。換言すれば、19世紀における遊牧民は、国体との関係で定義された社会範疇であったということになる。このことは、国民管理の根幹として実施された人口調査での住民分類とその変遷のなかで確認することができる。

ムハンマド・アリーに始まるエジプト政府は近代国家建設の礎として、村・地区や職能集団などの中間組織の有力者（シャイフ）を介さない国民の直接的支配をめざした。そのために、いくどか、人口調査を実施し、国民の属性に関する情報の収集に努めた。

とりわけ、後に本稿で分析の対象とされる、「1846年人口調査」として知られる人口調査（タアダード・ヌフース *ta'dād nufūs*）は、全国的な規模をもつ大がかりなものであった⁽⁹⁾。この調査は「1846年人口調査」として知られているが、現実には1846年から1848年にかけて実施

(2) 赤堀雅幸「ベドウィン」大塚和夫ほか『岩波イスラーム辞典』（岩波書店、2002年）。

(3) 近代エジプト史研究において、エジプト社会の近代化と結びつけ、遊牧民の定住化の研究に先鞭をつけたのは、[Baer 1969]である。

(4) エジプト遊牧民の系図に関しては、[Sayyid 1936] [Hubuni 1966] [Taha 2010]を参照のこと。

(5) 1897年人口センサスには、村を単位とした次のようなベドウィンについてのデータ・情報が記載されている。「定住民のなかで散在しているベドウィン」、「かれらの村あるいは小集落で定住しているベドウィン」、「テントでの遊牧生活をしているベドウィン」。

(6) 遊牧民研究は、エジプトでの近代的な軍隊創設や徴兵制との関係から取り上げられてきた。[Scholch 1976/77] [Abdul-Latif 1986] [Azbawi 1986] [Shalabi 1988] [Fahmy 1997]は、その代表的な文献である。

(7) 後述する1952年7月革命後に形成されたエジプト民族史観において、遊牧民の首長は大地主層の一翼として論じられてきた。[Baer 1962] [Barakat 1977] [Shalabi 1983]は、その代表的な文献である。

(8) そのなかで、[Murray 1935] [Aharoni 2007]は、例外的に遊牧民の社会経済生活を論じている。

(9) 1821年にも大規模な人口調査が実施されたことが知られている。しかし、1882年の人口センサスに先立って実施された全国規模の人口調査として分析の対象にされてきたのは、もつばら1846年の人口調査である。

された [Cuno・Reimer 1997:199-200]。

しかし、この1846年人口調査も、規模は大きかったものの、情報収集の項目設定・集計方法において「伝統的」であった（その内容は後述）。これに対して、われわれが国勢調査と呼ぶ「近代的」な人口センサスは、イギリスがエジプトを単独軍事占領した1882年以降に実施された。

形式的には、1882年人口センサスをもって、エジプト最初の人口センサスと言われる。しかし、それは試験的な性格をもち、実質的な第一回人口センサスは、1897年人口センサスとされている。その後、人口センサスは10年おきに、実施されることになる [加藤 2003]。

人口センサスにおける遊牧民と関係する社会範疇に注目すると、1897年と1907年の人口センサスでは、住民が「定住民」(Sédentaires)と「ベドウィン」(Bédouins)とに分類されている。その後、1917年からの人口センサスでは、「ベドウィン」の社会範疇はなくなり、それに代わって、「エジプト人」(Égyptiens)と「アラブ」(Arabes)という区分がなされるようになる。

つまり、遊牧民はエジプト以外の国籍をもつ外国人とならんで、一般の「エジプト人」とは区別され、別枠のなかで集計されていた。こうした遊牧民の扱いは、人口センサスにかぎらず、国家が作成した公文書のなかでは常にそうである。

そこでは、遊牧民は、たとえ農民と同じ生活をしているとしても、法的には、農民と同じ権利義務体系に服するエジプト「国民」ではないとされていた。遊牧民が農民と同じ権利義務体系に服する「エジプト人」とされるのは、1952年の7月革命後の1956年においてである [Kato 2001:184]。

こうして、「アラブ」という社会範疇は人口センサスから消えることになる。本稿での遊牧民とは、1956年まで、エジプト政府によって「ベドウィン」、「アラブ」という名称と呼ばれ、エジプト「国民」とは区別されて、人口調査の対象となった社会範疇である。

1-2 エジプト社会における家族

エジプト社会研究で、家族は論争の多いテーマである。それは、家族の名称と意味が地域、社会階層、時代によって異なり、変化するからである [長沢 2019: 9-160]。もっとも、家族の名称と意味の多様性は、エジプト社会に限ったことではない。

エジプトの家族研究における大きな困難、それは、現実に人びとによって意識されている家族と公式の統計で言及される家族との間に、無視できないズレがあることである。このズレを、現在、エジプトで家族の名称として使われるウスラ (*usra*) とアーイラ (*'ā'ila*) の二つを取上げて、敷衍してみよう⁽¹⁰⁾。

現代のエジプト人は通常、家族をウスラとアーイラという二つのアラビア語で表現する。この両者は、日常生活では互換的に使われる。しかし、そこには微妙な意味の違いが感じられる。ウス

(10) ウスラとアーイラの違いについての詳細な議論は、[加藤 2020a:222-232] にみられる。

ラは核家族を中心とした共住単位であり、通常、「世帯」(household) という訳語が与えられてきた。

これに対して、アーイラは、共住単位としてのウスラから部族に相当するような出自集団(カビーラ *qabīla*) まで、幅広い意味を持って使われる。つまり、エジプトでは出自が父系によって辿られるが、アーイラは父系につながる血族意識を基本としている。そのため、アーイラという概念は、その意味を状況によって伸び縮みさせる。

このように、アーイラはウスラを基本とするものの、社会生活において、ウスラを超えた存在である。問題は、そのアーイラを、分析の対象としてとらえることが難しいということである。政府が公表する家族関係のデータは、ウスラを単位として収集されているからである⁽¹¹⁾。

とはいえ、ウスラを単位として家族統計が取られるようになったのは、そう昔のことではない。先に述べたように、ムハンマド・アリーは国民国家エジプトを建設するための基礎情報を得るため、大規模な「1846年人口調査」を実施した。この人口調査を始め、1882年の人口センサスの開始まで、公式の統計で国民を把握する単位となったのは、バイト(*bayt*)とマンズィル(*manzil*)であった。

バイトは文字通り、「家」を意味するアラビア語である。これに対して、マンズィルは、家事や家計に関わる言葉であり、日本語でいう「所帯」に近いアラビア語である。1882年の人口センサス以前における公文書での住民の登録単位は、主としてマンズィルであった[加藤 2010:113-115]。

マンズィルの厳密な定義はみられない。しかし、この言葉が家事や家計を含意し、また文字通り「家」を意味するバイトと互換的に使われていたところから、マンズィルは共住の単位として意識されていたものと思われる。そこで、それを「世帯」と呼んでも構わない気もするが、アラビア語の原語での含意を尊重し、ウスラと区別するために、以下、本稿では、マンズィルを「所帯」と訳すことにする。

1882年以降の人口センサスでの用語法をみると、1882年から1947年までの人口センサスでの住民の登録単位はバイトであり、その英訳は居住単位(dwelling unit)である。その後、1960～2006年までの人口センサスでは、バイトに代わってウスラが使用されている⁽¹²⁾。現在、家族の意味でウスラと互換的に使われているアーイラについては、1947年人口センサスでその使用がみられるが、その他の人口センサスでは使われていない。

ともかく、アーイラは、エジプト社会研究におけるブラック・ボックスのようなものである。どの研究者もエジプトの社会生活におけるアーイラの重要性を指摘する。しかし、そこに厳密な定義と客観的なデータや情報に基づく議論をみることはできない⁽¹³⁾。そこで、従来のエジブ

(11) この意味において、ウスラの訳語に「世帯」(household)をあてたというよりは、逆に、人口センサスでデータを収集する単位として「世帯」(household)を採用し、それに対応するアラビア語として、ウスラがあてられたという方が、正確なのかもしれない。

(12) 現代では、統計以外でも、遺産相続などの登記がなされる裁判所は「家族裁判所」(マフカマ・ウスラ *Mahkamat al-Ustra*)と呼ばれている。

(13) [Binder 1978][加藤 1982]は、現実の地方政治でのアーイラの実態に迫ろうとした研究である。そこ

ト社会研究では、核家族がイメージされるウスラを「世帯」とした上で、アーイラの訳語としては、「拡大家族」(joint family)がよく使われてきた⁽¹⁴⁾。

さて、本稿での分析対象は、19世紀中葉における捕獲遊牧民文書と「1846年人口調査」である。そして、この二つの資料における住民の登録単位は、もっぱらマンズイルである。そこで、先に指摘したように、マンズイルには「所帯」という訳語をあて、そのほか、細かな家族の定義が問題になるときを除いて、ウスラ、アーイラ、バイト、マンズイルの用語に厳密な区別を設けず、一律、家族と呼んで議論を進める。

2. 資料解題

2-1 本稿で依拠する資料

2-1-1 主要資料：タルフーナ族・ジャハマ族捕獲家族文書

本稿で依拠するのは、『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』（マイーヤ・サニーヤ・トルキー文書 *mahāfiṣ ma'īya sanīya turkī*）のヒジュラ暦1272年（1855年）ラビーウ1月1日付、上エジプト監視官（ムファティシュ *mufattish*）からエジプト総督への通達⁽¹⁵⁾である。これは、エジプト公文書館に所蔵されている捕獲遊牧民家族文書のうち、もっとも長い文書である。

この文書が収納されている『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』はエジプト総督の補佐する内閣と地方行政当局との間で取り交わされた法令・通達・報告などの文書を集めたものである⁽¹⁶⁾。当該文書の本体は、1854年に起きたジャワーズイー族のオマル・マスリーを首謀者とした遊牧民蜂起に連座して捕獲されたタルフーナ族とジャハマ族の部族民の家族名簿である。

2-1-2 補助資料：オマル・マスリー「遊牧民」、「農民」文書

そのほか、次の二つが、当該文書の解読のための補助資料として使われる。第一は、エジプト公文書館に所蔵されている、ヒジュラ暦1264年（1848年）における、白ジャワーズイー族のオマル・マスリー郎党⁽¹⁷⁾の遊牧民人口調査簿⁽¹⁸⁾であり、第二は、同じくヒジュラ暦1264年

での問題設定、分析概念・方法は、社会経済生活でのアーイラの役割を分析するためにも有用である。

(14) アーイラを「拡大家族」と訳す研究者は多いが、たとえば、近代エジプト社会経済史研究をリードしてきた研究者の一人であるクーノの[Cuno 1995][Cuno 1999]を、また現代農村研究では、[Ammar 1944]を参照のこと。

(15) *mahāfiṣ raqm 9 ma'īya turkī, wathīqa raqm 8, 31.*

(16) 『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』については、[加藤 1993:xviii-xx]を参照のこと。

(17) 英語でbandを意味する *takht* というアラビア語が使われている。ジャワーズイー族の故郷であるリビア、キレナイカ地方の西部と東部に住んでいたジャワーズイー族は、それぞれ赤ジャワーズイー族、白ジャワーズイー族と呼ばれていた[Taha 1994]。ジャワーズイー族のインフォーマントによれば、土地の色の違いが名称の由来であったという。

(18) *arshif raqm 2038-60767, daftar ta'dād nufūs 'urbān al-jawāzī al-bīd takht 'umar al-maṣrī.*

(1848年)における、オマル・マスリー管轄区 (*shiyākhā*) での農民の人口調査簿⁽¹⁹⁾である。

この二つの文書は、エジプト国民の属性を知るために全国規模で実施された「1846年人口調査」に基づく、ミニヤ・ベニー・マザール県、ジャワーズイー族(文書では、白ジャワーズイー族)の首長(シャイフ)、オマル・マスリーの管轄下にあった住民(遊牧民と農民)の家族名簿である。この人口調査は、「1846年人口調査」として知られているが、実際には、先に述べたように、エジプト全土で調査が完了するのは、1848年であった。実際、ここで依拠する二つの人口調査簿は、1848年に作成されている。

この文書を、補助資料として取り上げたのは、それがほかでもない、捕獲遊牧民文書作成の原因となった1854年における遊牧民蜂起の首謀者、オマル・マスリーの管轄下にあった住民の家族名簿だからである。以下、この二つの補助資料をオマル・マスリー「遊牧民」文書、オマル・マスリー「農民」文書と呼ぶ。

2-1-3 参考資料：ラシュダ村住民家族名簿

さらにもう一つ、捕獲遊牧民家族文書解読のための参考資料として、西部砂漠、ダハラ・オアシスのラシュダ村住民の家族名簿を取り上げる。そこで指摘された家族類型を、本稿での家族分析の枠組みとして使うためである⁽²⁰⁾。

この家族名簿もまた、オマル・マスリー「遊牧民」、「農民」の家族名簿と同じく、「1846年人口調査」によって作成された。ラシュダ村は、西部砂漠のダハラ・オアシスにある村であり、その住民は遊牧民ではなく、農民である。しかし、村は辺境の砂漠のオアシスに位置し、その周辺は、遊牧民の生活空間であった。それゆえに、時代といい、自然環境といい、ラシュダ村住民家族名簿は、上記三つの文書を解読する際に、比較の対象として有用であると判断される。

上記三つの資料のうち、第一の「主要資料：タルフーナ族・ジャハマ族捕獲家族文書」と第二の「補助資料：オマル・マスリー「遊牧民」、「農民」文書」の詳細なデータについては、論文末の付録において一括して掲げる。

2-2 捕獲遊牧民家族文書

2-2-1 文書作成の経緯

捕獲遊牧民家族文書が作成された経緯を簡潔に述べると、次の通りである。サイードがエジプト総督に就いた1854年(ヒジュラ暦1271年ズルカアダ月3日)、遊牧民蜂起が起きた⁽²¹⁾。サイードはただちに、その鎮圧のため、正規軍を蜂起の首謀者、ジャワーズイー族の首長、

(19) *arshif raqm 2038-607672, daftar ta'dād nufūs al-anfār al-fallāhīn alladhīna muqīmīn bi-ṭaraf al-'urbān shiyākhāt 'umar al-maṣrī*. 「農民」と「遊牧民」の「戸籍」(原籍)登録のありかたの違いについては、[Kato 2001:184]を参照のこと。

(20) ラシュダ村住民の家族名簿に基づく家族類型の分析については、[加藤 2010][Kato・Iwasaki 2016]を参照のこと。

(21) *mahāfiẓ raqm 7 ma'īya turkī, wathīqa raqm 19*. 蜂起は複合的な原因から起きたように思われるが、蜂

オマル・マスリーの生活拠点であるミニヤ地方に派遣した⁽²²⁾。

この軍隊派遣を前にして、オマル・マスリーはミニヤ地方を離れた。逃亡先は西部砂漠であり、上エジプト地方のアシュートまでナイル沿いを廻り、そこから西部砂漠のなかに入った。その際、オマル・マスリーには、ジャワーズイー族と友好関係にあった部族が帯同した。その間、オマル・マスリーは「お尋ね者」(*shaqī*)として全土に指名手配された⁽²³⁾。

蜂起自体は、ダハラ・オアシスのバラート村の近郊における、エジプト軍とオマル・マスリー軍との戦いで終結した(ヒジュラ暦 1272 年ラビーウ I 月 21 日)⁽²⁴⁾。オマル・マスリーが所属したジャワーズイー族の伝承で、この戦いは、「バラートの戦い」と呼ばれている [Jamati 1966]。

「バラートの戦い」の直前、地方行政官による報告書の一つには、ダハラ・オアシスのバラート村近郊に、ジャワーズイー族、タルフーナ族、アマーイム族、ジャハマ族、サアーディナ族が集結している、との記述がみられる⁽²⁵⁾。

「バラートの戦い」の結果は、オマル・マスリー軍の敗北であった。オマル・マスリーは、ジャワーズイー族の故郷であるリビアのクレナイカ地方に逃亡し、そこに 10 年間滞在した⁽²⁶⁾。こ

起当事者の子孫に伝わる伝承では、原因として、サイドが遊牧民に与えられていた徴兵の免除特権を剥奪しようとしたことが強調されている。1822 年、エジプトにおいて徴兵制が施行された。ここで、徴兵制とは、国民の兵士への徴発を意味する。ところが、遊牧民に対しては、徴兵免除の特権が与えられた。近代国家の根幹にかかわる徴兵制において免除の特権が与えられたのも、遊牧民が正規軍への補助軍として期待されたからである。しかし、この特権を法令で確かめることはできず、「慣行」による合意に基づいたものであったのであろう。伝承によれば、サイドはこの遊牧民に対する特権を反故にしようとした、というのである [加藤 2008]。

(22) ヒジュラ暦 1271 年ズルカアダ月 5 日には、エジプト総督、サイド本人が出陣した。*mahāfiẓ raqm 1882, ma'īya 'arabī, wathīqa raqm 932, Dhu-l-qa'da 5 1272 h.* この文書は、[Sami 1936: vol.3-1]にも採録されている。[Ramzi 1894]と [Sarhank 1896/97]はこの遊牧民蜂起に言及した稀な文献であるが、蜂起の発生地をミニヤではなく、ファイユームとしている。間違いである。

(23) たとえば、*mahāfiẓ raqm 1882, ma'īya 'arabī (amr karīm), wathīqa raqm 17, Dhu-l-qa'da 4. 1272 h.* これは、「ならず者(シャキー *shaqī*) オマル・マスリーを捕捉した者に報償としてかれの土地と家屋を与える」旨のお触れである。この文書も、[Sami 1936: vol.3-1]に採録されている。また、逃亡ルートについては、[加藤 2020b]を参照のこと。

(24) 戦いの開始は、サファル月 25 日 (*mahāfiẓ raqm 8 ma'īya turkī, wathīqa raqm 434, safar 25 1272 h.*) である。文書には、この日、「オマル・マスリーとそのほかのならず者たちに対する進撃命令」が出されたことが記されている。戦いの終結は、ラビーウ I 月 21 日 (*mahāfiẓ raqm 1883, ma'īya 'arabī (amr karīm), wathīqa raqm 12, Rabī' awwal 21 1272 h.*) であり、文書には、政府による事実上の「反乱」終息宣言と思われる、「ならず者たちの蜂起に協力した遊牧民の釈放」が指示されている。

(25) *mahāfiẓ raqm 8, ma'īya turkī, wathīqa raqm 45, muḥarram 6 1272 h.*

(26) サイドの後を継いだイスマイル(治世 1863-79)は、エジプト総督に就任するや、ただちにサイドの時代に政情不安の原因となった遊牧民問題の解決に着手した。オマル・マスリーは、クレナイカ地方から呼び戻された。そのうえで、かれを含む遊牧民の有力首長たちと国家との間に、両者の関係を定めた新協定が結ばれた。この協定によって、兵役免除の特権が遊牧民に対して再確認され、離散した遊牧民—実質的にはその首長たち—がかつての居住地に戻れるよう、かれらへの没収された土地の返還が認められた(*daftar raqm 1907, amr karīm, wathīqa raqm 32, jumādā awwal 28 1280 h.*)。その結果、オマル・マスリーも、没収された土地を再取得したほか、1865 年、かれに対して、新たにミニヤ地方に、1,000 フェッターン(1 フェッターンは約 1 エーカー)の土地が与えられた [Barakat 1977:267]。

のように、蜂起自体は1854年の5か月弱の短期間で鎮圧された。しかし、遊牧民蜂起の影響はエジプト全土に及んだ。

サイドは、遊牧民蜂起による社会不安を危惧し、オマル・マスリーの逃亡中から、かれに協力した部族を罰するための住民狩りを開始したが、蜂起鎮圧後、部族民狩りは猖獗を極め、捕獲され、処刑・投獄された関係者は多数に及んだ。本稿で依拠するのは、バラート村近郊に集結した先の五部族のうち、タルフーナ族とジャハマ族の捕獲家族に関する、上エジプトの監視官（ムファティシュ）作成の報告書である。

タルフーナ族とジャハマ族は、図1にみるように、アシュート地方を拠点にする部族（地図でのD地域）であった。

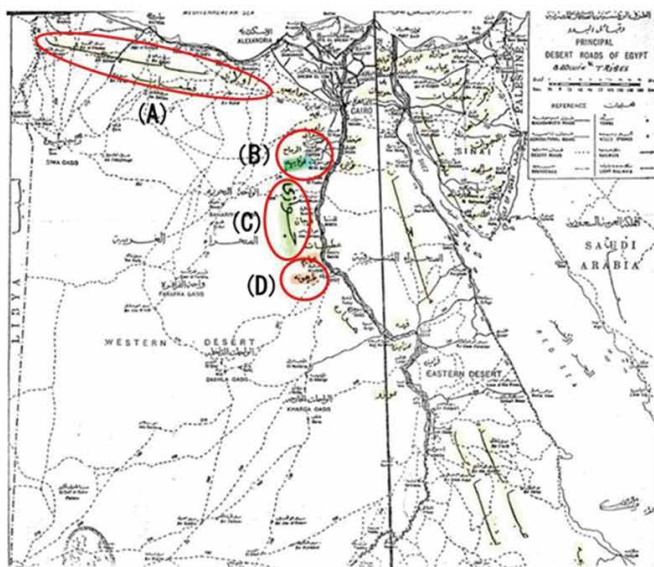


図1 遊牧部族の居住分布図

出典 [Taha 2010] [Vivian 1990] に基づいて、筆者作成。

注 (A) アウラード・アリー族を中心としたブヘイラ地方の遊牧部族居住地域。(B) ファワイド族を中心としたファイユーム地方の遊牧部族居住地域。(C) ミニヤ地方のジャワーズィー族居住地域。(D) タルフーナ族、ジャハマ族を含むアシュート地方の遊牧部族居住地域。

このような住民狩りによる名簿作成という経緯から、この文書に記載されているのはタルフーナ族とジャハマ族のすべての部族民ではない。さらに、蜂起に協力した当該部族民のすべてでもないであろう。

また、処罰を目的として「捕獲」した部族住民の名簿であるところから、名簿作成時における所帯主の死亡や逃亡が考えられる。実際、文書では、部族の首長（シャイフ）の名前が記載されていない。それゆえ、このような非日常的な状況のもとでの情報収集であるところから、当該文書での家族構成に関する情報にはバイアスが想定され、分析に際しては、この点を留意して取り扱う必要がある。

しかし、こうした資料的な制約があるとはいえ、24頁にわたる帳簿（ダフタル *daftar*）で挙げられている家族は142（タルフーナ族46、ジャハマ族96）にのぼる。かれらは、一斉捕獲の対象となったところから、まとまって生活をしていただものと思われる。それゆえ、当該捕獲遊牧民家族文書は、19世紀中葉エジプトにおける「遊牧民」の家族構成を分析するデータとして貴重である。

2-2-2 記載書式

文書では、簡単なトルコ語解説文の後、長文のアラビア語での捕獲部族民の家族名簿が続く。名簿での家族記載方法は、次の通りである。捕獲民は家族ごとに、家族成員が名前、年齢とともに列挙される。その際、備考として、徴兵、身体障害などの注記事項が付される。列挙の順序は、男、女の自由人、そして男、女の奴隷である（図2）。

عربان الدين اشغيا الكس حارظهم عند زوالهم في جبل نجارة

من قبيلة طهفة

الاسم	العمر	الصفة
حسان بن كرم	٥٠	محرر
حارث بن المذکور	١٠	محرر
علاء بن ابيه	١٤	محرر
ابو زيد ابيه	١٥	محرر
ابو عبد الله	٤٠	محرر
عبد الله بن محمد	٠٧	محرر
عبد الله بن محمد	٠٥	محرر
عبد الله بن محمد	٤٠	محرر
ام حنين	٥٥	محرر
ام السعد	٥٥	محرر
اسماء بنت مضافة	٥٥	محرر
طنطاون غادي	٥٥	محرر
عبد الله بن محمد	٥٥	محرر
عبد الله بن محمد	٥٥	محرر
عبد الله بن محمد	٥٥	محرر
عبد الله بن محمد	٥٥	محرر
عبد الله بن محمد	٥٥	محرر
عبد الله بن محمد	٥٥	محرر

図2 捕虜遊牧民家族文書のコピー冒頭

ここでは、「捕獲民は家族ごとに」と記したが、実際の記載では、ほとんどの捕獲民は男の個人名の後に列挙されており、「家族」を示す言葉はつけられていない。しかし、いくつかの個人名の前にはマンズイル（先に指摘したように、「所帯」の意味）という言葉がつけられているところから、これらの個人名がサーヒブ・マンズイル（マンズイルの主 *ṣāhib al-manzil*）、つまり所帯主を意味することはあきらかである。

2-3 オマル・マスリー「遊牧民」、「農民」文書

2-3-1 オマル・マスリー「遊牧民」文書

オマル・マスリー「遊牧民」文書とオマル・マスリー「農民」文書は、すでに述べたように、

捕獲遊牧民家族文書作成の原因となった1854年における遊牧民蜂起の首謀者、オマル・マスリーの管轄下にあった住民（遊牧民と農民）に対する「1846年人口調査」での家族名簿である。

19世紀中葉における住民登録では、農民の場合、村（カルヤ *qarya*、ナーヒヤ *nāhiya*。以下、カルヤに統一）を単位として登録されていたのに対して、遊牧民の場合、たとえかれらが定住生活をしていたとしても、居住地とは無関係に個人単位で、特定の部族長（シャイフ *shaykh*）のもとに登録されていた [Kato 2001:184]。

したがって、人口調査は、農民の場合には、村長（ウムダ *umda*）を介して村単位でなされたが、遊牧民の場合には、部族長への通達によって、部族長の管轄区単位でなされた。部族長（シャイフ）の管轄区はシヤーハ (*shiyākha*) と呼ばれたが、これはシャイフから派生した単語である⁽²⁷⁾。こうして、ジャワーズイー族の首長（シャイフ）、オマル・マスリーの管轄区（シヤーハ）に登録された遊牧民と農民の家族の人口調査結果が、オマル・マスリー「遊牧民」、「農民」の家族名簿である。

オマル・マスリーは「1846年人口調査」後の1849年、エジプト政府によって、ジャワーズイー族の部族長（シャイフ）に任命されている⁽²⁸⁾。オマル・マスリー「管轄区」で「1846年人口調査」が実施されたのは1848年である。つまり、ここで取り上げるのは、オマル・マスリーがジャワーズイー族の部族長に任命されたほぼ同時期における、オマル・マスリーの管轄下にあった遊牧民と農民の家族名簿である。それぞれの名簿で記載されている所帯数は、「遊牧民」所帯で99、「農民」所帯で40である。

「遊牧民」の99所帯は、先に指摘したタルフーナ族とジャハマ族の捕獲家族数から判断して、遊牧民集団一先に指摘したように、かれらは人口調査簿でオマル・マスリー郎党 (*takht*) と呼ばれている一の数としては、少なくはない。もっとも、かれらがどのような境遇の「遊牧民」であるか、つまり農作業を行う実質的な農民的な住民なのか、農業以外を生業としていた住民なのかはわからない。

しかし、同じくオマル・マスリーの管轄下にあっても、「農民」とは区別され、「遊牧民」として調査の対象になっているところから、「純粋な」農民ではなかったのであろう。また、かれらがどこに住んでいたかも不明であるが、おそらく、オマル・マスリーの生活の拠点であった「オマルの館」の周辺の小集落（イズバ *izba*）に住んでいたと思われる。

なお、オマル・マスリー「遊牧民」文書の書式は、捕獲遊牧民家族文書と同じである。つまり、簡略化されて個人名だけ記載されている場合もあるが、サーヒブ・マンズィル（マンズィルの主）、つまり所帯主の名前のもとに、家族成員が、最初に自由人の男女、次いで奴隷の男女の順序で名前、年齢とともに列挙されている。

(27) 都市部における最小行政単位である町も、シヤーハと呼ばれる。

(28) *mahāfiẓ raqm 22, amr karīm, wathīqa raqm 8, jumādā awwal 7 1265 h.*

2-3-2 オマル・マスリー「農民」文書

オマル・マスリー「農民」家族は40所帯である。書式はオマル・マスリー「遊牧民」文書と同じである—ただし、「農民」文書の場合、奴隷の家族成員はいない—。一つの管轄区（シヤーハ）に所属した農民所帯の数としては、少ない。それは、かれらがオマル・マスリーの個人的な農場（イズバ）—先に「小集落」と訳したイズバの原義は「農場」である—で働く農民だったからだと思われる。実際、「オマルの館」は西部砂漠に面しており、オマル・マスリーが政府から与えられた土地の多くは、アブアーディーヤ地（耕作に適さない土地、本来の意味は、村落所属耕地ズイマーム *zimām* から外れた土地）であったと考えられる⁽²⁹⁾。

オマル・マスリーの農場（イズバ）で働く農民は、小作人や農業労働者的な隷属性の強い農民だったであろう。このことは、農民の家族が「原籍村」（*al-balad al-aṣṭī*）が付されて記載されていることから分かる。「原籍村」制度は、ムハンマド・アリーの農業独占体制を支えた制度の一つである。

ムハンマド・アリーは、エジプトの農業資源を独占するために、農地の国有制を宣言し、村に納税連帯責任を命じた。村の納税連帯責任とは、農民に対して特定村落への登録を義務づけた上で、村に一括して課された土地税の全額を、村民が連帯責任のもとで納税する制度である。

この制度のもとで、農民が登録を義務づけられた村が「原籍村」であり、かれらは、許可なく「離村」することを禁じられていた。しかし、この制度は私的土地所有権の導入と相前後して破綻し、ムハンマド・アリーの晩年には、農民の「離村」、「逃村」が多発していた[加藤 1993:151-163][加藤 2004]。

オマル・マスリーの「農民」家族が「原籍村」を付されて記載されていることは、かれらが「原籍村」から「離村」した農民であることを示している。さらに、印象的なのは、農民のなかに、キリスト教徒を確認できることである。いまでも、「オマルの館」に近くの集落には、多くのキリスト教徒が住んでいる。

3. 分析装置と資料考証

3-1 家族類型

以下、先の資料群に基づいて、19世紀中葉エジプト遊牧民の家族構成と家族サイクルを検討しよう。その際、西部砂漠、ダハラ・オアシスのラシュダ村の家族構造を論じた際に設定した所帯分類を、分析の枠組みとして利用する[加藤 2010]。それは所帯のすべての成員を念頭に置いた分類であり、下記の4つの類型と10のタイプからなる⁽³⁰⁾。

この家族分類において、4つの類型のうち、不安定な所帯である類型4を除く三つの類型に

(29) アブアーディーヤ地については、[加藤 1993:7-9]を参照のこと。

(30) 下記のチャート図において、所帯タイプの移行と分裂の過程をみやすくするために、[加藤 2010]での所帯タイプの番号を変更した。

ついて、さらにそれぞれ3つのタイプを設定したのは、ラシュダ村の所帯構造が多様であり、分析に際して、類型を越えた細かなタイプ分けを必要としたからである⁽³¹⁾。

類型1：親子関係を軸に形成された所帯。これを親子類型と呼ぶ。この類型は次のタイプに分かれる。

タイプ1 未婚の息子と同居している所帯。

タイプ2 既婚の息子と同居している所帯。

タイプ3 既婚の息子、未婚の息子と同居している所帯。

類型2：兄弟関係を軸に形成された所帯。これを兄弟類型と呼ぶ。この類型は次のタイプに分かれる。

タイプ4 未婚の兄弟と同居している所帯。

タイプ5 既婚の兄弟と同居している所帯。

タイプ6 既婚の兄弟、未婚の兄弟と同居している所帯。

類型3：親子関係と兄弟関係の二つの混合によって形成された所帯。これを親子・兄弟類型と呼ぶ。この類型は次のタイプに分かれる。

タイプ7 未婚の息子、未婚の兄弟と同居している所帯。

タイプ8 未婚の息子、既婚の兄弟と同居している所帯。

タイプ9 未婚の息子、既婚の兄弟、未婚の兄弟と同居している所帯。

類型4：親子関係も兄弟関係も持たない所帯。これを不安定類型と呼ぶ。家族の形成原理である親子関係と兄弟関係をともに持たず、所帯が不安定な状況に置かれている。それは次のタイプの所帯である。

タイプ10 息子とも兄弟とも同居していない所帯。

この家族類型の基本は、家族を親子関係と兄弟関係を基準に、類型1（親子類型）、類型2（兄弟類型）、類型3（親子・兄弟類型）、類型4（不安定類型）の四つに分けたことである。つまり、家族原理が男系・父系であることを前提に、家族関係を、垂直的な父と息子の親子関係と、水平的な兄と弟の兄弟関係の二つで整理したのである。

その理由は、この二つが家族の再生産を可能にする原理だからである。それゆえに、親子関係と兄弟関係をともにもたない類型4（不安定類型）は、家族の再生産において不安定な類型である。

もちろん、家族において、女系・母系が重要でないというわけではない。実際、後にみるように、所帯主が女である家族も少なからずみられる⁽³²⁾。しかし、公的には男系・父系の原理からなるエ

(31) この点、ほとんどが「核家族」である現代のラシュダ村の家族構造と対照的である [加藤・岩崎 2011:161-163]。

(32) 現代でも、所帯主が女である家族は少なからずみられる [加藤 2020a:497]

ジプト社会において、女系・母系原理は、家族の再生産において、男系・父系の原理より不安定であることは間違いない。以下は、男の所帯主との関係から家族編成を分析したものである。

3-2 捕獲遊牧民家族文書データのバイアス

さて、捕獲遊牧民家族文書データについて、最初に検討すべきは、データ作成時点で生じたであろう当該データのバイアスである。捕獲遊牧民家族文書は、遊牧民蜂起関係者を罰するために捕獲した部族民の家族名簿である。この名簿作成事情から、所帯主を中心に、何人かの部族の男メンバーが直前の戦闘で死亡したり、捕獲を逃れるため家族から離れたりしたことが考えられる。

このバイアスは、オマル・マスリーの「遊牧民」、「農民」家族、そしてラシュダ村住民家族と比較して、捕獲遊牧民家族文書でのタルフーナ族とジャハマ族の家族における類型4（不安定類型）の比率が圧倒的に高いことに示されている（オマル・マスリーの「遊牧民」、「農民」、ラシュダ村住民がそれぞれ17.2%、25%、18%であるのに対して、タルフーナ族とジャハマ族はそれぞれ67.3%、41.6%）。とりわけ、タルフーナ族の比率は異常に高い。このことは、タルフーナ族の多くの男メンバーが捕獲時に離散したことを思わせる。

さらに、この点に関して指摘すべきは、タルフーナ族とジャハマ族の類型4（不安定類型）において、多くの女の所帯主がみられることである。オマル・マスリーの「遊牧民」、「農民」家族名簿とラシュダ村住民家族名簿では、女が所帯主の所帯はみられない。ところが、タルフーナ族とジャハマ族では、類型4（不安定類型）のそれぞれ38.7%、30%が女の所帯主なのである。ここでも、タルフーナ族は女の所帯主の比率で、ジャハマ族を上回っている。

また、タルフーナ族では、ほかの名簿では高い比率を持つ類型1（親子類型）において、異常に低い比率である。以上のことを考慮するならば、タルフーナ族の過半数以上の所帯は、名簿作成時点で、家族の再生産が困難な所帯であったと考えられる。

これに対して、ジャハマ族は、男メンバーが捕獲時に離散したとしても、所帯タイプの比率からみて、タルフーナ族のように家族構造を壊すほどの数ではなかったように思われる。このことは、所帯類型・タイプの分布において、ラシュダ村と比較的に近いことからもうかがわれる。そこで、以下の家族構造の細かな分析では、捕獲遊牧民家族からタルフーナ族を除き、ジャハマ族の96所帯だけを分析の対象とする。

3-3 徴兵と奴隷

捕獲遊牧民家族文書では、通常の家族文書ではみられないいくつもの興味深い情報を得ることができる。そのうち、特に興味深いのは、徴兵と奴隷についての情報である。

3-3-1 徴兵

まず、徴兵についてである。通常の人口調査では、徴兵に関する情報は記載されていない。ところが、捕獲遊牧民家族文書の家族名簿にはJ、つまり *Jihādīya*（徴兵）のマークが付けら

れた家族成員がいる。当然、男の成員である。

捕獲家族名簿で、捕獲前に兵士として徴発されていた家族成員に、ことさら「徴兵」のマークが付けられるとは考えられない—もともと、そうであっても、以下の議論と矛盾することはない—。そこから、かれらが名簿作成後、実際に兵士として徴兵されたか否かはともかく、名簿で徴兵のマークが付けられたのは、捕獲された時点で徴兵の対象とされた家族成員であると考えられる。

オマル・マスリーの子孫に伝わる伝承では、蜂起の原因は、遊牧民から徴兵免除の特権を剥奪しようとしたサイドの圧政とされている。しかし、それを法令で確かめることはできず、この特権授与は、それまでの「慣行」による合意に基づいたものであったと思われる（注21を参照）。

こうした遊牧民の徴兵免除特権にまつわる議論はともかく、注目すべきは、捕獲遊牧民家族文書に「徴兵」のマークが付けられた家族成員がいるという事実である。それはタルフーナ族で46所帯のうち、16所帯（都合22人）、ジャハマ族で96所帯のうち、28所帯（都合34人）である。タルフーナ族からは34.7%の、ジャハマ族からは29.1%の所帯が徴兵対象者として指定されていることになる。高い比率である⁽³³⁾。

また、データからは、いくつかの徴兵の基準が読み取れる。まず、男奴隷は徴発の対象ではない。次いで、徴発の対象となっているのは、すべて10代、20代の男である。30代、40代の働き盛りの男でないことは興味深い。基本的には、所帯成員に10代、20代の男がいるならば、所帯主からの徴発は避けられている。ジャハマ族の場合をみてみよう。

類型1（親子類型）の所帯から徴発された10事例はすべて同居息子から、類型2（兄弟類型）の所帯から徴発された15事例は、所帯主との関係が不明な者2人を除き、所帯主あるいは同居兄弟から徴発されている。また、類型3（親子・兄弟類型）の所帯から徴発された1事例では同居息子が（この事例では、10代、20代の同居兄弟はいない）、類型4（不安定類型）の所帯から徴発された8事例では、父方の叔父の息子が徴発されている事例が1件みられるが、その他はすべて、代替がきかない男所帯主本人が徴兵の対象となっている。

ところで、類型4（不安定類型）から徴発された7事例の男所帯主本人は、すべて10代と20代である。そのため、もしかれらが兵士として徴発されたならば、この7つは所帯として成り立たなくなる。その意味で、大変に厳しい措置であり、ここにも、捕獲部族に対する厳しい懲罰がうかがわれる⁽³⁴⁾。

(33) とりわけ高いタルフーナ族の数字は、タルフーナ族への厳しい処罰を示しているであろう。

(34) この7事例は、所帯主が部族捕獲時に死亡あるいは逃亡した家族であった可能性がある。また、7つの所帯は全て妻がいない。妻がいない10代、20代の男は、世帯主とは考えられていなかったのかもしれない。ともかく、徴兵は、「徴兵免除嘆願文書」が多く残されていることに示されているように、血税として、徴税以上に忌み嫌われていた[加藤1993:423-428]。

3-3-2 奴隷

次いで、奴隷についてである。19世紀のエジプト社会における奴隷 (*raqīq*) は、これまでほとんど解明されないうる問題である。データでは、奴隷を奉公人 (男 *khādim*、女 *khādima*) として表現する事例がみられるところから、奴隷を問題にするに際しては、家内奴隷と農業奴隷を区別する必要がある—この際、農業以外の公共事業などに従事した奴隷は除く—。

女奴隷の場合には、ほとんどが家内奴隷であったであろうが、男奴隷の場合には、この区別は重要である。大土地所有者の土地で、奴隷が農耕に従事していたことが知られているからである⁽³⁵⁾。

家内奴隷と農業奴隷は、奴隷身分を前提とした区別である。しかし、奴隷にまつわる議論には、もう一つ、身分としての奴隷のほか、奴隷に近い、従属性の強い労働提供者をどう評価するかの問題がある。

つまり、家内労働を取り上げると、従属性の強い奉公人を家内労働のなかでどう位置づけるかの問題である。奴隷を持たない農民家族でも、親族が奉公人の立場で同居する場合があります、その場合、法的な身分はともかく、実際の家族での役割で、かれ (かのじょ) が奉公人として家内奴隷に近いサービスを提供することはあったであろう。

しかし、これは、身分と実質的隷属との違いにかかわる微妙な問題である。そこで、ここではこの点には踏み込まず、捕獲部族家族名簿から得られる情報だけに基づいて、「遊牧民」での奴隷の問題を考えてみたい。

まず指摘すべきは、農民の家族名簿、つまりオマル・マスリー「農民」家族名簿とラシュダ村住民家族名簿には、奴隷はみられないことである。ラシュダ村住民家族名簿には、先に指摘したような、奴隷に近い奉公人の親族がいたものと思われる大家族がある。しかし、そこでは、法的な身分としての「奴隷」は現れない。

奴隷の存在は、タルフーナ族とジャハマ族の捕虜遊牧民家族名簿と、オマル・マスリー「遊牧民」家族名簿の遊牧民家族名簿にだけみられる。この三つの家族名簿で、奴隷と同居している所帯は、タルフーナ族、ジャハマ族、オマル・マスリー「遊牧民」でそれぞれ5所帯 (男4人、女7人)、11所帯 (男8人、女9人)、8所帯 (男9人、女13人) であり、それぞれの名簿に記載された各所帯の、10.87%、11.45%、8.08%である。

オマル・マスリー「農民」家族名簿とラシュダ村住民家族名簿に奴隷の記載がみられないことをもって、農民の家族に奴隷はいなかったとすることはできないが、奴隷が農民よりも遊牧民にとって近い存在であったとは言えるであろう。

奴隷と同居している所帯が、部族長など、有力家族の所帯であろうことは容易に想像がつく。実際、オマル・マスリー「遊牧民」で奴隷と同居している所帯の平均所帯規模は、全体が6.1人であるのに対して、13.4人ときわめて大きい。ちなみに、オマル・マスリー本人の所帯構成

(35) たとえば、[Rivlin 1961:148-149]。

メンバーは、5人の男と5人の女の自由人、3人の男と4人の女の奴隷、合計17人であり、女奴隷数の多さが顕著である。

これに対して、タルフーナ族とジャハマ族では、奴隷と同居している所帯の平均所帯規模はそれぞれ、5.8人（全体の平均所帯規模は3.4人）、7.1人（同5.07人）であり、それほど高いわけではない。これは、奴隷が同居していた有力な所帯の男メンバーが、名簿作成時に死亡あるいは逃亡したことを示すものであろう。

また、興味深いのは、ジャハマ族に限ってではあるが、奴隷のなかに解放奴隷（男5人、女2人）がみられることである。このことは、奴隷が遊牧民の家族において身近な存在であったことを示している。

4. 19世紀中葉における遊牧民の家族構造

さて、以上の資料考証を踏まえたうえで、19世紀中葉における遊牧民の家族構造を分析しよう。分析の対象は捕獲遊牧民家族名簿であるが、タルフーナ族とジャハマ族の家族名簿のうち、先に検討した理由から、ジャハマ族名簿だけを分析の対象にする。

さらに、ジャハマ族名簿での総所帯数は96所帯であるが、そこから、類型4（不安定類型）に含まれる女所帯主の12所帯を除く84所帯を分析の主たる対象とする。女所帯主の12所帯を除いたのは、それが、「捕獲」という非日常的な状況下における男所帯主の死亡や逃亡の結果として生じた、家族としての体をなさない所帯だと考えられるからである。

もちろん、このような修正を加えても、捕獲前のジャハマ族の家族構成を復元できるわけではない。しかし、単純ながら、こうした操作によって、名簿作成事情に起因する情報のバイアスを相当な程度に排除できるものと考えられる。表1は、以上の留保のもとで、ジャハマ族遊牧民、オマル・マスリーの「遊牧民」と「農民」、ラシュダ村住民の家族構造の基本指標（所帯数、所帯平均規模、所帯主平均年齢など）を整理したものである。

4-1 所帯構成

ジャハマ族の家族名簿では、ほかの三つの家族名簿と比べて、類型4（不安定類型）所帯の比率が高い。それは、繰り返し述べているように、ジャハマ族の家族名簿が特殊な状況で作成されたからであろう。しかし、類型4所帯を除けば、ジャハマ族の家族構造とほかの三つの名簿の家族構造との間に、少なくとも傾向において、大きな違いはない。

類型4（不安定類型）所帯を除く、類型1（親子類型）所帯、類型2（兄弟類型）所帯、類型3（親子・兄弟類型）所帯での比率をみると、四つの名簿におけるそれぞれの比率は、ジャハマ族（54%、36%、11%）、オマル・マスリー「遊牧民」（73%、16%、11%）、オマル・マスリー「農民」（83%、7%、10%）、ラシュダ村（41%、32%、27%）である。

類型1、2、3の比率において、四つの家族名簿で共通するのは、次の二つである。第一に、

ジャハマ族家族構成(女所帯主所帯除く)

	類型1				類型2				類型3				類型4	合計
	タイプ1	タイプ2	タイプ3	計	タイプ4	タイプ5	タイプ6	計	タイプ7	タイプ8	タイプ9	計	タイプ10	
所帯数	26	1	3	30(35.7%)	18	2	0	20(23.8%)	4	1	1	6(7.1%)	28(33.3%)	84(100%)
所帯平均規模(奴隷含)	5.9(6.2)	5	12.7	6.6(6.8)	5.9(6.1)	5(5.5)	0	5.8(6)	6.3	13	14	8.7	2.4(2.6)	5.13(5.3)
所帯主平均年齢	46.7	60	65	48.9	28.2	31	0	28.5	38.8	55	40	41.7	31.1	37.6
労働力成員数	35	2	11	48	37	5	0	42	9	5	4	18	29	137
労働力成員一人当たりの扶養者数	4.6	2.5	3.5	4.2	3	2.2	0	2.9	2.8	2.6	3.5	2.9	2.3	3.3

オマル・マスリー「遊牧民」家族構成

	類型1				類型2				類型3				類型4	合計
	タイプ1	タイプ2	タイプ3	計	タイプ4	タイプ5	タイプ6	計	タイプ7	タイプ8	タイプ9	計	タイプ10	
所帯数	60	0	0	60(60.6%)	12	0	1	13(13.1%)	9	0	0	9(9.1%)	17(17.2%)	99(100%)
所帯平均規模(奴隷含)	6.5(6.7)	0	0	6.5(6.7)	5.5	0	11	5.9	7.9(8.8)	0	0	7.9(8.8)	3.1(3.1)	5.93(6.1)
所帯主平均年齢	48.3	0	0	48.3	32.9	0	25	32.3	43.3	0	0	43.3	36.9	43.8
労働力成員数	105	0	0	105	27	0	3	30	23	0	0	23	16	174
労働力成員一人当たりの扶養者数	3.8	0	0	3.8	2.4	0	3.7	2.6	3.4	0	0	3.4	3.3	3.4

オマル・マスリー「農民」家族構成

	類型1				類型2				類型3				類型4	合計
	タイプ1	タイプ2	タイプ3	計	タイプ4	タイプ5	タイプ6	計	タイプ7	タイプ8	タイプ9	計	タイプ10	
所帯数	23	1	1	25(62.5%)	1	1	0	2(5%)	2	1	0	3(7.5%)	10(25%)	40(100%)
所帯平均規模	4.61	3	6	4.6	5	4	0	4.5	6	8	0	6.7	2.6	4.25
所帯主平均年齢	48	50	90	49.8	80	40	0	60	45	40	0	43.3	41.5	47.75
労働力成員数	25	2	2	29	0	2	0	2	2	2	0	6	8	45
労働力成員一人当たりの扶養者数	4.2	1.5	3	4	5	2	0	4.5	3	4	0	3.3	3.3	3.8

ラシュダ村家族構成

	類型1				類型2				類型3				類型4	合計
	タイプ1	タイプ2	タイプ3	計	タイプ4	タイプ5	タイプ6	計	タイプ7	タイプ8	タイプ9	計	タイプ10	
所帯数	10	3	4	17(34%)	6	4	3	13(26%)	4	6	1	11(22%)	9(18%)	50(100%)
所帯平均規模	4.9	8.7	8.3	6.4	4.3	9	8.7	6.8	6	13	10	10.2	2.5	6.6
所帯主平均年齢	43	69	54	51.1	24.4	44.5	34.7	31.5	32	46.7	40	40.7	23	40.1
労働力成員数	17	5	16	38	7	8	13	28	9	23	4	36	5	107
労働力成員一人当たりの扶養者数	2.9	5.2	2.1	2.8	3.7	4.5	2	3.1	2.7	3.4	2.5	3.1	4.2	4.2

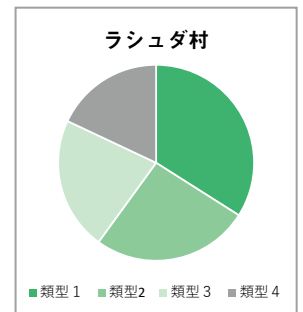
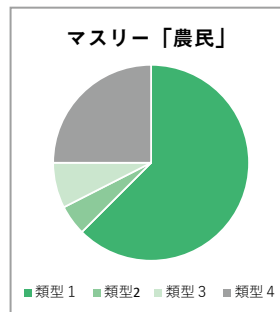
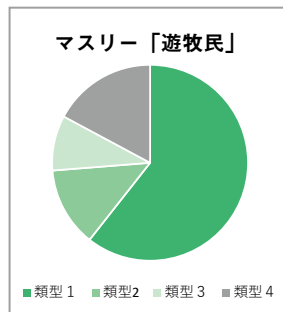
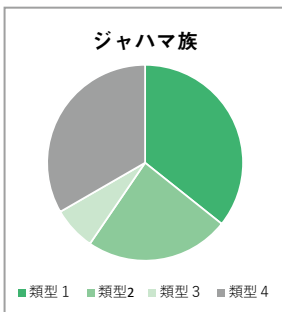


表1 家族構造の基本指標

類型1（親子類型）所帯の比率が高いこと、第二に、三つの所帯類型において、家族が所帯タイプ1、4、7に集中していることである⁽³⁶⁾。

所帯タイプ1、4、7はそれぞれ、「未婚の息子と同居している所帯」、「未婚の兄弟と同居している所帯」、「未婚の息子、未婚の兄弟と同居している所帯」である。つまり、すべて「核家族」形態の所帯である⁽³⁷⁾。ここからは、家族形成における親子関係と「核家族」への強い志向をみてとることができる。

4.2 所帯規模

核家族への志向が強いことから、所帯規模は、概して小さい。類型のレベルで、ジャハマ族の平均所帯規模の最大は、類型3（親子・兄弟類型）の8.7人である。同じ遊牧民のオマル・マスリー「遊牧民」における最大の平均所帯規模も、類型3（親子・兄弟類型）の8.8人である。ジャハマ族とオマル・マスリー「遊牧民」の平均所帯規模において、ともに最大が類型3（親子・兄弟類型）であることは、容易に予想される。

しかし、類型ごとの平均ではなく、最大規模をもつ所帯をみると、ジャハマ族の場合、類型1（親子類型）のタイプ3（既婚の息子、未婚の息子との同居所帯）に属する22人、オマル・マスリー「遊牧民」の場合、類型1（親子類型）のタイプ1（未婚の息子との同居所帯）に属する24人である。つまり、二つの遊牧民家族名簿において、最大規模をもつのは類型3（親子・兄弟類型）ではなく、類型1（親子類型）の所帯なのである。

そして、類型1（親子類型）での所帯規模の拡大に寄与しているのが、ポリガミー、つまり複数の妻をもつことである。p.32の表3にみるように、ジャハマ族にはポリガミーの所帯は3所帯（うち1所帯の妻には離婚妻（ザウジャ・ムタッラカ *zawja muṭlaqa*）との注記がなされている⁽³⁸⁾）しかないが、その2つは類型1（親子類型）、もう1つは類型3（親子・兄弟類型）の所帯であり、所帯平均規模の小さい兄弟関係を所帯形成原理とする類型2（兄弟類型）には、ポリガミーの所帯はない。

実際、ジャハマ族のポリガミーの3所帯の平均規模は14.7人と、全体の3倍近くの規模をもっている⁽³⁹⁾。当時、死亡率が高かったことを考えると、名簿作成時点で、すでに死んだ妻もいた

(36) ラシュダ村家族では、所帯類型だけでなくその下位分類の所帯タイプも等分に近く分散していた。この点において、ジャハマ族の所帯類型・タイプは、ラシュダ村のそれに比較的近い。

(37) オマル・マスリー「農民」の場合、この高い「核家族」比率は、かれらのイヅバ農民としての高い従属性に理由が求められるであろう。また、ジャハマ族の場合には、名簿作成の特殊事情が、家族形態における「核家族」への偏りに影響を与えたかもしれない。しかし、オマル・マスリー「遊牧民」の場合には、そうしたバイアスはない。

(38) 女性に関する注記として、ハッジャーラという語も見られた。ハッジャーラ (*hajjāla*) はアマズィグ（ベルベル）語。アラビア語では、アルマラ (*armala*) である。慶応大学新井和広氏と大東文化大学吉村武典氏の教授による。この用語法が示すように、ジャハマ族はリビアのトリポリタニア地方からの移住部族であり、アマズィグ（ベルベル）と血縁関係にあった [Taha 2010:54]。

(39) オマル・マスリー「遊牧民」では、ポリガミーの所帯が10所帯あり、類型4（不安定類型）の1所

であろう。このことから、ポリガミーは、親子を軸とした所帯形成において、所帯の規模を確保する手段であったといえる。

4.3 所帯編成

核家族の所帯は、男の労働力成員の少なさから、所帯の不安定につながりかねない。そこで、この点を確認するために、ジャハマ族の家族での、労働力成員一人あたりの家族扶養者数を検討してみた（表3参照）。ここで、労働力成員とは、11歳から60歳までの男家族成員である。

ジャハマ族での労働力成員一人あたりの家族扶養者数は、平均3.3人である。ほかの家族名簿と比較すると、オマル・マスリー「遊牧民」が平均3.4人、オマル・マスリー「農民」が平均3.8人、ラシュダ村が平均4.2人なので、ほかの家族名簿の所帯と比べて、労働力成員一人あたりの家族扶養者が多いわけではない。

しかし、所帯類型ごとに労働力成員一人あたりの家族扶養者数をみると、もっとも好まれ、数が多い類型1（親子類型）では、4.2人であり、ほかの類型と比べて多い（類型2と類型3は、ともに2.9人）。そのため、類型1は時として、労働力不足を補う必要が生じたものと思われるが、この必要を充たしたのが、後述するように、兄弟との同居であったと考えられる。

4.4 所帯における男女比率

最後に、家族構成における、男女比率をみてみよう⁽⁴⁰⁾。この点に関して、ジャハマ族の家族構成には、どうにも理解できない二つの傾向がある。それは表2にみられる、年齢層別男女比率における二つの異常値である。

第一の異常値は、11-20歳の年齢層における男女比率での、女比率の低さである（女所帯主所帯を含んでも、男58.7%、女41.54%）。ほかの年齢層における男女比率では、このような大きな差はない。

11歳未満の年齢層での男女比率（女所帯主所帯除く）は、54.36%対45.64%である。この数字から、男女の性による産み分けを読み取ることができるかもしれない。もっとも、11歳未満の年齢層での女比率の低さは、ラシュダ村の農民家族構成にもみられるため、ジャハマ族、さらには遊牧民の家族に限ったことではない。

帯を除けば、類型1（親子関係）が6所帯、類型3（親子・兄弟関係）が3所帯である。やはり、兄弟関係だけを所帯形成原理とする類型2には、ポリガミーの所帯はない。また、オマル・マスリー「遊牧民」における、ポリガミーの10所帯の平均所帯規模は12.9人であり、全体の2倍以上の規模である。

(40) これまで、所帯編成を、男成員を中心に分析し、女成員については、所帯主である場合を除き、被養育者として扱ってきた。それは、公的な家族名簿が男成員中心に記載されているからである。しかし、女成員が被扶養員だけの存在であったとは考えられない。とはいえ、このことを論証することは難しい。まず、「遊牧民」とされた集団の生業の詳細が分からなければならない。また、女は男と比べて、婚姻による所帯・家族への出入りが多いと考えられるところから、「遊牧民」の婚姻や女性のライフサイクルを知らねばならない。しかし、そのためには、女の初婚年齢、出産年齢、夫婦の年齢差、合計特殊出生率などを知る必要がある。

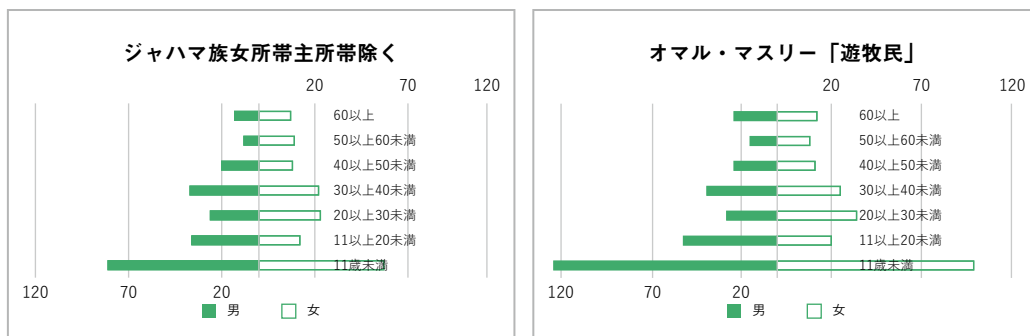


表2 ジャハマ族、オマル・マスリー「遊牧民」人口ピラミッド

しかし、それにしても、11-20歳の年齢層での、女比率の低さは異常である。この異常さは、男女比率だけでなく、男女数の年齢分布にもみられる。女の数(女所帯主所帯除く)は、11歳未満では68人、11-19歳では21人、20-30歳では33人であり、11-20歳での女の数の少なさは際立っている。

この二つの数値傾向は、同じく、オマル・マスリー「遊牧民」家族構成でもみられる。したがって、これらの異常値は、ジャハマ族が「捕獲家族」であったことからくるバイアスでは説明できない。

第二の男女比率をめぐる異常値は、20-30歳の年齢層における男比率の異常な低さである。その比率は、女所帯主所帯を含ませても、男が41.54%、女が58.46%である。この異常さは男の数の年齢分布にもみられ、男の数は、11-19歳では36人、20-30歳では27人、30-40歳では37人であり、20-29歳での男の数の少なさは際立っている。

ところで、第二の男成員数の異常値については、所帯類型でみてみると、興味深い点があきらかになる。それは、類型1(親子類型)での男の数の少なさを、類型2(兄弟類型)の男の数が補っていることである。同じ事実が、オマル・マスリー「遊牧民」家族でもみられる。このことは、兄弟との同居は労働力確保を目的としたとする、先の指摘の正しさを示しているように思われる。

以上の二つの異常値をもたらした理由を、現時点であきらかにすることはできない。しかし、その理由として、仮説的には次のことが考えられる。それは、遊牧民の社会、さらにはエジプトの地方社会全般を襲った社会変動の影響である。ジャハマ族家族文書の作成は1855年である。このことから、ジャハマ族所帯の各年齢層成員が生まれた年は、それぞれ次のようになる。0-10歳が1845-1855年、10-20歳が1835-1845年、20-30歳が1825-1835年、40-50歳が1815-1825年、50-60歳が1805-1815年、60歳以上が1805年以前。

つまり、20-30歳の年齢層成員が生まれた1825-1835年は、ムハンマド・アリーの近代化政策における限界がみえだした時期、10-20歳の年齢層成員が生まれた1835-1845年は、1840年のロンドン四国条約(不平等条約)の締結で象徴されるように、ムハンマド・アリーの近代化

政策が破綻した時期にあたる。

その間、地方社会では、農民を特定の村に登録させ、かれらの自由な移動を制限しようとした「原籍地」政策がほころびをみせ、「離村者」問題が生じた時期であった。実際、先に指摘したように、オマル・マスリーの農場（イズバ）の住民と考えられるオマル・マスリー「農民」は、「原籍村」ごとに記載されていた。

つまり、10-20歳と20-30歳での年齢層における、ジャハマ族の所帯成員での男女比率と男女数の年齢分布にみられる異常な傾向の背景には、この地方社会を襲った大きな社会変動があったのではないかと、思われるのである。なお、ラシュダ村の家族構成には第一の異常値も、第二の異常値もみられない。その理由は分からないが、ラシュダ村がダハラ・オアシスの僻地に位置していた村だったからかもしれない。

しかし、以上の仮説でも、次の数値傾向は説明できない。それは、男女比率と男女数の年齢分布における異常値が、女については10-20歳の年齢層、男については20-30歳の年齢層と、10年のズレをもって現われていることである。

このズレはジャハマ族の家族構成にも、オマル・マスリー「遊牧民」の家族構成にも、同じく観察されることから、そこには「遊牧民」社会にまつわる何らかの理由があるように思える。考えられるのは、男女の結婚年齢など、家族サイクルとの関係である（注40を参照）。この点は、付録のデータ、とりわけB-5、C-5に基づいて検討しなければならない今後の課題である。

5. 19世紀中葉における遊牧民の家族サイクル

5-1 高い不安定所帯の比率

以上、所帯類型と所帯規模を中心に、家族構造の分析を行った。以下、この分析を念頭に、ジャハマ族における家族サイクルの分析を試みてみたい。議論の出発点は、分析の対象とした四つの家族名簿に共通にみられる類型4（不安定類型）所帯の高い比率である。

先に、表1のデータに基づいて、四つの家族名簿に共通してみられる家族構成傾向として、親子関係と「核家族」への強い志向を指摘したが、それとならんで、顕著なのは、四つの家族名簿のすべてに、類型4（不安定類型）所帯の比率が一定程度、それも高い比率でみられることである。

類型4は、息子や兄弟との同居がない（不安定）所帯である。そのため、名簿作成時点で、家族の再生産が困難な所帯類型であり、その比率は低くてしかるべきであると思われる。ところが、ジャハマ族名簿を含む、四つの家族名簿において、ラシュダ村の18%からジャハマ族の33.3%まで、類型4の高い比率がみられる。このことは、類型4が非日常的な異常事態ではなく、日常的に一定の比率でもって存在する所帯類型であることを示唆している。

言葉を換えれば、類型4（不安定類型）所帯は、通常の家族サイクルのなかの一つの通過点であったということである。そして、もしそうであるならば、ほかの所帯類型・タイプも、類

型4所帯と同じく、家族サイクルのなかでの段階・局面を示しているのではないであろうか。そこで、この仮説を確かめるために、ジャハマ族の家族における家族サイクルをシミュレートしてみた。

5-2 三つの仮定

ジャハマ族の家族サイクルをシミュレートするについては、次の三つの仮定を設けた。

仮定1：所帯主は途中で死亡せず生涯を全うし、その間、その経緯は問わず—結婚によってであれ、ポリガミーによってであれ、女奴隷によってであれ—、新しい息子をもつことができるということである。

仮定2：同居する息子は、結婚し、さらに子供ができることによって、親から独立し、自らの所帯を構えるということである。息子が結婚した時点で、親から独立することもあったであろうが、ここでは、世代の変化を重視して、息子における子供の生誕をもって、親からの独立と考える。この仮定2の信憑性を担保するのは、遊牧民における強い核家族への志向である。

仮定3：既婚の息子と、兄弟、つまり息子にとっては叔父とは同居しないということである。もちろん、理念的には、既婚の息子と兄弟の同居は可能であろうが、現実には、ジャハマ族の家族名簿において、この形態の所帯は存在しない⁽⁴¹⁾。このことは、所帯の形成において、親子関係と兄弟関係はテイクオフの関係ではないとしても、二つの異質の原理であることを示していると思われる。仮定3の信憑性を担保するのは、この家族形成原理での親子関係と兄弟関係の質の違いである。

つまり、ここでシミュレートするのは、仮定1によって、所帯主が死亡するまでの一世代、ほぼ30年に相当する周期での家族サイクルである。また、これはあくまでも仮定2と仮定3を前提にした家族サイクルであって、現実には、後の表3の多様な家族編成にみるように、一時的に、あるいは必要ならば長期にわたって、仮定2と仮定3に収まらない形態の所帯もみられた。

ところで、先に述べたように、ジャハマ族の類型4（不安定類型）は40所帯であるが、そのうちの12所帯は、夫が不在の女所帯主の所帯である。女所帯主の所帯は女所帯主の結婚あるいは再婚によって、また女所帯主の兄弟との同居によって、男所帯主の所帯形態に移行することはあったであろう。

しかし、女所帯主の平均年齢は40.6歳と比較的高く、女所帯主が新しく息子をもうけることは少なく、また、女所帯主の兄弟と同居する場合には、同居する兄弟の所帯での「被扶養者」として登録されることになったであろう。

つまり、女所帯主の所帯のほとんどは、消滅する可能性が高い所帯であると判断される。そのため、家族サイクルのシミュレーションでは、女所帯主の12所帯は除き、男所帯主の28所帯を、類型4の（不安定類型）所帯として議論を進める。

(41) 既婚の息子と兄弟の同居がないことは、家族類型を設定する際の基礎となったラシュダ村の家族名簿においても、同じである。

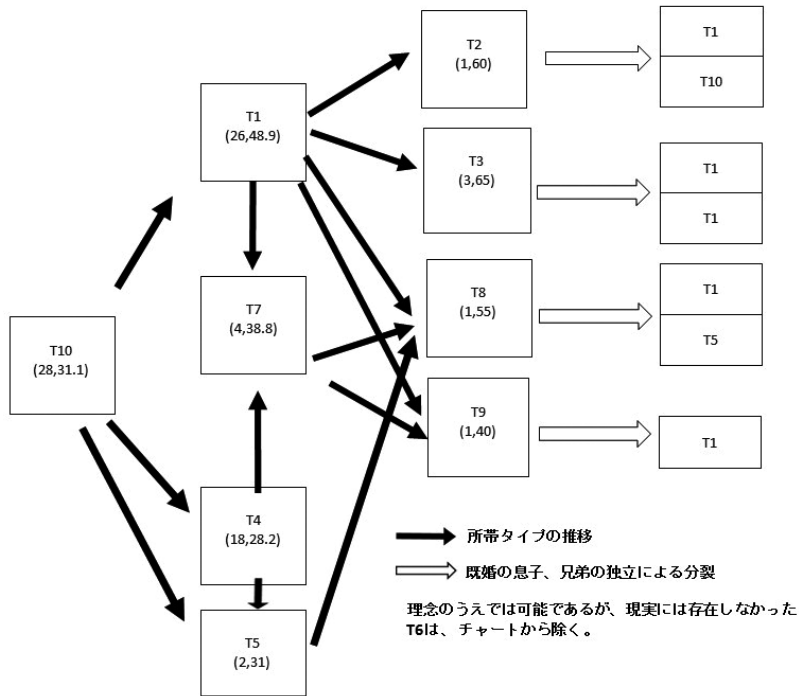


図3 家族サイクルチャート

5-3 家族サイクルのチャート図

図3のチャート図は、ジャハマ族における家族サイクルでの所帯の移行と分裂を、類型4の不安定タイプであるT10を出発点として示したものである。T1、T2、T3が類型1（親子関係）タイプ、T4、T5、T6が類型2（兄弟関係）タイプ、T7、T8、T9が類型3（親子・兄弟関係）タイプ、T10が類型4（不安定）タイプである。

なお、括弧のなかの数字は、表1における各所帯タイプの所帯数、平均所帯主年齢である。矢印→は、時間の経過によるタイプの移行、矢印⇒は、同居していた息子が新たな所帯を構えることによる所帯の分裂を示している。

5-3-1 サイクルの第一段階

チャートの出発点をT10としたのは、次の理由による。T10は、息子とも兄弟とも同居していないため、名簿作成時点で、所帯の再生産が困難な不安定な所帯である。しかし、それにもかかわらず、すべての所帯タイプのなかで、もっとも大きな所帯数（28所帯）をもつ。このことは、先に指摘したように、T10がただ不安定な所帯のタイプだというだけでなく、家族サイクルにおける一つの通過タイプであることを示している。

実際、T10は不安定な所帯であるが、所帯主の平均年齢は31歳と比較的若い。そのため、

所帯主の多くが、新たな息子の誕生や兄弟との同居によって、不安定な状況から脱し、安定した所帯に移行したに違いない。

息子の誕生によってもたらされるのが、T1「未婚の息子との同居」（26所帯）への移行であり、これは、親子関係に沿った家族サイクルの最初のステップである。また、兄弟との同居によってもたらされるのが、T4「未婚の兄弟との同居」（18所帯）、T5「既婚の兄弟との同居」（2所帯）、T6「既婚兄弟、未婚兄弟との同居」への移行であるが、これらは、兄弟関係に沿った家族サイクルの最初のステップである。

ただし、T6への移行は理想的には可能であるが、先に述べたように、現実にはこの移行の事例はない。そのため、家族サイクルのチャート図から、T6を外した。そのうえで、最初のステップ以後における、親子関係と兄弟関係に沿った所帯タイプの移行と分裂の過程は、次の通りである⁽⁴²⁾。

5-3-2 サイクルの第二段階

まず、類型1「親子関係」のT1「未婚の息子との同居」からの移行である。T1は息子が一人で、その息子が結婚することによってT2「既婚の息子との同居」（1所帯）へ、息子が複数で、そのなかの一人が結婚することによってT3「既婚の息子、未婚の息子との同居」（3所帯）へと移行する。このT2とT3は、同居するのが既婚の息子であるため、仮定3から、類型3「親子・兄弟関係」の所帯タイプへ移行することはない。

以上は、T1で息子が結婚した場合である。これに対して、息子が結婚せず未婚の場合、T1はT2、T3への親子関係に沿った移行ではなく、兄弟と同居することによって、類型3の所帯タイプへと移行することがある。この場合、同居するのが未婚の兄弟であるならばT7「未婚の息子、未婚の兄弟との同居」（4所帯）へ、同居するのが既婚の兄弟であるならばT8「未婚の息子、既婚の兄弟との同居」（1所帯）へ、同居するのが既婚と未婚の兄弟であるならばT9「未婚の息子、既婚の兄弟、未婚の兄弟との同居」（1所帯）へと移行する。

次いで、類型2「兄弟関係」のT4「未婚の兄弟との同居」、T5「既婚の兄弟との同居」、T6「既婚兄弟、未婚兄弟との同居」からの移行である。この三つの所帯タイプは、所帯主に息子が生まれることによって、T4はT7「未婚の息子、未婚の兄弟との同居」へ、T5はT8「未婚の息子と既婚の兄弟との同居」へ、T6はT9「未婚の息子、既婚の兄弟、未婚の兄弟との同居」へと移行する。しかし、先に指摘したように、T10からT6への移行の事例はないため、その後のT6からT9への移行もない。また、T4は兄弟の結婚によって、T5へと移行する。

T7「未婚の息子、未婚の兄弟との同居」は、先に述べたように、T1「未婚の息子との同居」とT4「未婚の兄弟との同居」からの移行による類型3「親子・兄弟関係」の所帯タイプである。

(42) T1とT4はT10に次いで多くの所帯数をもち、同居が息子であるか兄弟であるかの違いはあるが、ともに未婚の男成員との同居である。このことは、親子関係であるか兄弟関係であるかの違いを超えて、表1にみる「核家族」所帯への志向を示している。

つまり、親子関係と兄弟関係に沿ったサイクルが交差して形成された「二次的な」所帯形態である。

その T7 は、同居する兄弟が一人で、その兄弟が結婚することによって T8「未婚の息子と既婚の兄弟との同居」へ、同居する兄弟が複数で、そのうちの一人が結婚することによって T9「未婚の息子、既婚の兄弟、未婚の兄弟との同居」へと移行する。なお、理念的には T7 から、息子の結婚によって「既婚の息子と未婚の兄弟」の同居形態へ移行することは可能であるが、仮定 3 によって、この移行はない。

5-3-3 サイクルの第三段階

以上の T1、T4、T5 から T2、T3、T8、T9、T7 までの移行は、同居する息子や兄弟が結婚しても、所帯は維持されたままであるという前提のもとでの展開であった。しかし、結婚した息子に男の子供が生まれることになると、次の段階になり、息子の父からの独立によって、所帯は分裂することになる。

T2「既婚の息子との同居」は、息子の新しい T1「未婚の息子との同居」と、息子も兄弟も同居しない T10 へと分裂する。T3「既婚の息子、未婚の息子との同居」は、息子の新しい T1 所帯と、所帯主と未婚の息子が同居する T1 へと分裂する。

T8「未婚の息子、既婚の兄弟との同居」と T9「未婚の息子、既婚の兄弟、未婚の兄弟との同居」は、息子に男の子供が生まれる以前に、息子が結婚した時点で、仮定 3 によって、T8 は息子の新しい T1 所帯と、既婚の兄弟と同居する T5「既婚の兄弟との同居」へ、T9 は、息子の新しい T1 と、既婚と未婚の兄弟と同居する T6 へと分裂する。ただし、T6 は理念的には可能であるが、現実には存在しないため、T9 から T6 への移行はない。

5-3-4 サイクルの最終段階

以上、移行と分裂の行き着いた先は、T1、T10、T5 である。ところで、シミュレーションで想定したのは、所帯主が死亡するまでの一世代、ほぼ 30 年に相当する周期での家族サイクルである。つまり、このシミュレーションで、家族サイクルは所帯主の死亡によって終わることになる。

この家族サイクルの最終局面において、T1、T10、T5 のうち、T10 はすでに所帯の維持が難しい不安定所帯であり、所帯主の死亡によって消滅する。残りの T1 と T5 はそれぞれ、「未婚の息子との同居」と「既婚の兄弟との同居」の所帯であり、所帯主の死亡によって、T1 は未婚の息子が残される T10 へ、T5 は既婚の兄弟が残される T10 へと移行する。

こうして、なぜ不安定所帯である T10 が一定の比率で、それも多数に存在するかの理由が説明されるとともに、家族サイクルは、シミュレーションにおける出発点である T10 に戻ることになる。

5-4 家族形成原理における親子関係の優位性

ところで、家族サイクルをシミュレートするなかで、理念的には可能であるが、現実には存在しない、二つの所帯タイプを指摘した。

一つは、仮定3の前提となった、既婚の息子と、所帯主の兄弟、つまり息子にとって叔父—既婚であれ未婚であれ—と同居する所帯形態である。もう一つは、既婚の兄弟と未婚の兄弟が同居する所帯形態（T6）である。これに対して、既婚の息子と未婚の息子が同居する所帯形態（T3）は存在する。

この二つの理念的には想定されうるが、現実には存在しない所帯タイプを合わせ考えると、あきらかになるのは、所帯形成において、親子関係は兄弟関係と比べて強い紐帯となっていたことである。

このことが、親子関係（類型1）、兄弟関係（類型2）、親子・兄弟関係（類型3）の三つに沿った家族サイクルにおいて、所帯の移行と分裂の傾向での大きな違いを生み出したものと思われる。

親子関係に沿った家族サイクルでは、所帯の移行と分裂は、所帯主の平均年齢の低いタイプから高いタイプへと、平均年齢の高齢化にそって展開している。これと対照的なのが、兄弟関係に沿った家族サイクルである。そこでは、サイクルの始まりであるT10からT4、T5への移行は、所帯主の平均年齢の高いタイプから低いタイプへの移行として展開している。

このことからかわかれるのは、親子関係に沿った家族サイクルは傾向をもって展開しているのに対して、兄弟関係に沿った家族サイクルは、はっきりとした傾向なく展開しているということである。

また、親子・兄弟関係に沿った家族サイクルは、親子関係に沿った家族サイクルと兄弟関係に沿った家族サイクルが重なるところで展開するため、多くの親子関係と兄弟関係の所帯タイプが、T8とT9の親子・兄弟関係の所帯タイプへと移行していくことになる。

しかし、T8とT9の親子・兄弟関係の所帯タイプは、長続きしない。この未婚の息子と所帯主の兄弟の同居からなる二つの所帯タイプは、息子の結婚によって、容易に新しい二つの所帯に分裂するからである。

親子・兄弟関係に沿った所帯形成は、一見すると、所帯規模を拡大するのに有用な戦略のように思われる。しかし、現実には、所帯規模拡大のための積極的な戦略とは考えられていなかったようである。

6. 労働力確保の戦略としての家族

以上、ジャハマ族の家族サイクルをシミュレートしてみた。このシミュレーションは、あくまでも先に指摘した三つの仮定、つまり、1) サイクルにおいて所帯主は死亡しないこと、2)

原則、息子は男の子供の誕生によって親から独立し、自らの所帯をもつこと、そして3) 既婚の息子と所帯主の兄弟つまり、息子にとっては叔父とは同居しないこと、に基づいている。

しかし、現実には、所帯主が若くして死ぬことはあったし、数は少なくとも、結婚し、男の子供が生まれた後も、息子が父、さらには叔父と引き続き同居することはあったであろう。そこで、家族サイクルのシミュレーションでの分析結果を踏まえつつ、19世紀中葉におけるジャハマ族「遊牧民」の家族事情の特徴を、所帯の生き残り戦略という観点から、より広い視野をもって検討してみよう。

さて、これまでの議論を一瞥して気づくのは、「遊牧民」所帯が基本構造において、「農民」所帯と変わらないということである。唯一の顕著な違いは、奴隷との同居の有無である。少なくとも本稿が依拠した資料では、「農民」の所帯に、法的な身分の奴隷との同居を確認できなかった。

以上を確認したうえで、「遊牧民」所帯の特徴としてまず指摘すべきは、所帯規模の小ささである。もちろん、大規模の所帯はある。しかし、ジャハマ族全体の所帯平均規模は5人弱であり、これは現代のエジプト人の平均所帯規模とほとんど変わらない [加藤 2020a:248-249]。

おそらく、小さな所帯規模の理由の一つは、19世紀中葉における死亡率の高さであろう。そこには、衛生環境が大きく関係していると思われるが、それを示唆するのが、家族名簿における「身体障害者」の注記である。データから身体障害者率を計算すると、ジャハマ族の所帯成員の4%弱が、眼病を中心とした「身体障害者」⁽⁴³⁾ である。

しかし、こうした死亡率の高さ以上に小さな所帯規模をもたらした理由は、「核家族」への志向であった。ジャハマ族の全84所帯のうち、48所帯(57%)がT1、T4、T7の「核家族」形態の所帯であり、これに「核家族」崩れのT10の28所帯(33.3%)を加えると74所帯、全体の88%が「核家族」に近い所帯となる⁽⁴⁴⁾。

とはいえ、家族編成に多様性がないわけではない。表3は、三世代所帯、複合家族所帯、母同居所帯、姉妹同居所帯など、多様な家族構成についてのデータを整理したものである。

三世代所帯とは、親子関係で、父・息子・孫が同居する所帯であり、複合家族所帯とは、息子あるいは兄弟が結婚しても、所帯主のもとに留まる所帯である。三世代所帯は、類型1のT3「既婚の息子、未婚の息子との同居」での3所帯だけである。これに対して、複合家族所帯は、類型1のT3「既婚の息子、未婚の息子との同居」での2所帯、類型2のT5「既婚の兄弟との同居」での2所帯、類型3のT8「未婚の息子、既婚の兄弟との同居」、T9「未婚の息子、既婚の兄弟、未婚の兄弟との同居」でのそれぞれ1所帯である。

三世代所帯が親子関係の類型1にだけみられることは当然としても、複合家族所帯が親子関

(43) 眼病はエジプトの風土病のようなものである。1917年においても、全人口の4.8%が、片目が両目を失っていた(1917年人口センサス)。

(44) 遊牧民の小さな家族規模には、遊牧民のテント単位での生活様式が影響しているかもしれない。注5で指摘されたように、19世紀末においても、少なからぬ遊牧民がテント生活をしていた。

系の類型1、兄弟関係の類型2、親子・兄弟関係の類型3の別なくみられることは留意すべき点である。これは、後述する労働力確保の戦略が、所帯の類型に関係なく考慮されていたことを示すように思われる。

また、興味深いのは、母同居所帯と姉妹同居所帯であり、とりわけこの二つが重なっていることである。母との同居が傑出して多いのは、所帯主の平均年齢が28.2歳と若い類型2のT4「未婚の兄弟との同居」であり、18所帯のうち、10所帯が母との同居である。次に多いのが、不安定な類型4のT10であり、28所帯のうち、若い所帯主（21、27、10、23、49、40、30歳）の7所帯が母との同居である。

これらの「母との同居」所帯は、所帯主が死んだ際、まだ歳の若い未婚の兄弟たちが所帯を異にすることなく、母親を要として、一つの所帯として同居し続けたものであろう。その際、家族の紐帯のほか、あるいはそれ以上に、労働力の確保という実利への配慮が同居を促したに違いない⁽⁴⁵⁾。

以上からうかがえるのは、親子関係と兄弟関係の二つの所帯形成原理のうち、核となったのは親子関係であり、兄弟関係は、親子関係の所帯が労働力を確保するためのセイフティーネットとして機能していたということである。それゆえに、親子関係を形成原理とする所帯が安定的な移行と分裂を展開したのに対して、兄弟関係を形成原理とする所帯は、状況に応じた過渡的な移行と分裂を展開した。

それを象徴するのが、先に指摘した、所帯規模の分布である。つまり、親子・兄弟関係による所帯形成は、所帯規模を拡大し、労働力を確保するために有効な戦略のように思われる。しかし、現実には、もっとも大きな規模をもつ所帯は、所帯番号28の親子関係を所帯形成原理とするT3「既婚と未婚の息子との同居」の所帯であった。

	類型1				類型2				類型3				類型4	合計
	タイプ1	タイプ2	タイプ3	計	タイプ4	タイプ5	タイプ6	計	タイプ7	タイプ8	タイプ9	計	タイプ10	
所帯数	26	1	3	30(35.7%)	18	2	0	20(23.8%)	4	1	1	6(7.1%)	28(33.3%)	84(100%)
所帯員数(奴隷含)	154(160)	5	38	197(203)	106(110)	10(11)	0	116(121)	25	13	14	52	66(70)	431(446)
所帯平均規模(奴隷含)	5.9(6.2)	5	12.7	6.6(6.8)	5.9(6.1)	5(5.5)	0	5.8(6)	6.3	13	14	8.7	2.4(2.6)	5.13(5.3)
所帯主平均年齢	46.7	60	65	48.9	28.2	31	0	28.5	38.8	55	40	41.7	31.1	37.6
労働力成員数	35	2	11	48	37	5	0	42	9	5	4	18	29	137
労働力成員一人当たりの扶養者数	4.6	2.5	3.5	4.2	3	2.2	0	2.9	2.8	2.6	3.5	2.9	2.3	3.3
母親同居所帯	5	0	0	5	10	0	0	10	1	0	1	2	7	24
姉妹同居所帯	4	0	1	5	11	1	0	12	1	0	0	1	5	23
ポリガミー	1	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3
複合家族所帯	0	0	2	2	0	2	0	2	1	1	1	3	0	7
三世代同居所帯	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

表3 ジャハマ族家族における類型・タイプ別所帯構成の特徴

(45) この実利は、兄弟関係における家族共同土地所有・経営の問題とも関係している。[加藤 2020a:223-230, 239-244]における「ヒヤーズ制度からみた家族の「きずな」」を参照のこと。

おわりに

さて、本稿を終えるにあたり、次のことを確認しておきたい。本稿において、19世紀中葉エジプトの遊牧民家族の構造とサイクルについて、いくつかの知見を得られた。しかし、それは、所帯（マンズイル）についてであって、多くの示唆を得られたものの、所帯を超えた家族についての直接的な知見ではない。

ここで家族とは、先の家族概念を論じたときに指摘した、ウスラ（世帯）を単位としつつも、それを超えたアラビア語でアーイラと呼ばれる「家族共同体」を意味している。アーイラ（家族共同体）のあり方は時代、地域、社会階層で異なった。残念ながら、その実態を捕捉することは、公式の統計や情報がウスラやマンズイルを単位として収集されているところから、きわめて難しい。

つまり、ウスラ（世帯）やマンズイル（所帯）と、アーイラ（家族共同体）とは次元を異にしたテーマである。たとえば、先に家族のサイクルについての議論でみたように、類型4の不安定な所帯の多くは、独立した単位としては、生活が成り立たないようにみえる。

しかし、こうした所帯も、現実には、アーイラ（家族共同体）の一員として、日々の生活を営んでいたに違いない。そうでなければ、一定の、それも高い比率での類型4（不安定所帯）の存在は説明できない。

通常、世帯（household）は、家計と結びつけられて理解されている。しかし、ウスラやマンズイルの場合、独立した家計単位としての意味は薄いように思われる。人びとは、ウスラやマンズイルを単位として居住していたとしても、その社会経済生活は、アーイラという家族のなかで展開したであろうからである。

したがって、もし19世紀中葉における「遊牧民」家族に「農民」家族と異なる社会経済的な特徴があったとするならば、それは、所帯（マンズイル）の構造にではなく、所帯を結びつける家族の「共同体的」な紐帯の違いに求められるべきであろう。奴隷との同居の有無は、兄弟の紐帯とともに、それを知るための手がかりになるかも知れない。

参考文献

- Abdul-Latif, Layla.1986. *Siyāsāt muḥammad ‘alī izā‘a al-‘urbān fī miṣr*, Cairo
- Aharoni, Reuven.2007. *The Pasha’s Bedouin. Tribes and State in the Egypt of Mehemet Ali, 1805-1848*, Routledge Studies in Middle Eastern History, Routledge
- Ammar, Abbas Mustafa.1944. *The People of Sharqīya, Their Racial History, Serology, Physical Characters, Demography and Conditions of Life* (2 Volumes), Société Royale de Géographie d’Égypte, Cairo
- Azbawi, Abdullah M.1986. *al-Badw wa dawr-hum fī al-thawra al-‘urābīya*, Cairo
- Baer, G.1962. *A History of Landownership in Modern Egypt 1800-1950*, Oxford University Press

- Baer, G.1969. “The Settlement of the Beduins “, in *Studies in the Social History of Modern Egypt*, The University of Chicago Press
- Barakat, Ali.1977. *Taṭawwur al-milkīya al-zirā‘īya fī miṣr 1813-1914 wa athar-hu ‘ala al-ḥaraka al-siyāsīya*, Cairo
- Binder, Leonard.1978. *In a Moment of Enthusiasm: Political Power and the Second Stratum in Egypt*, University of Chicago Press
- Cuno, Kenneth M.1995. “Joint Family households and Rural Notables in 19 th-Century Egypt”, *International Journal of Middle East Studies*, Vol. 27, No. 4
- Cuno, Kenneth M.1999. “A Tale of Two Villages: Family, Property, and Economic Activity in Rural Egypt in 1840s”, *Proceedings of the British Academy*, 96
- Cuno, Kenneth and Reimer, Michael. 1997. “The Census Registers of Nineteenth-Century Egypt: A New Source for Social Historians”, *British Journal of Middle Eastern Studies*, 24 (2)
- Fahmy, Khaled.1997. *All the Pasha’s men. Mehmed Ali, his army and the making of modern Egypt*, Cambridge University Press
- Hubuni al-, Abdul-Salam Hamd.1966. *Ansāb qabā’il al-‘arab*, Cairo
- Jamati, Habib.1966. “‘Umar al-miṣrī wa al-tarbūsh al-maghribī”, in Hubuni al-, Abdul-Salam Hamd *Ansāb qabā’il al-‘arab*, Cairo
- Kato, Hiroshi.2001. “The Bedouin in Egyptian National Identity: Minority or Vagabond? ”, Usuki, Akira (ed.) *State Formation and Ethnic Relations in the Middle East*, JCAS Symposium Series 5, the Japan Center for Area Studies (JCAS), National Museum of Ethnology, Osaka, Japan
- Kato, Hiroshi and Iwasaki, Erina.2016. *Rashda: The Birth and Growth of an Egyptian Oasis Village*, BRILL, Leiden
- Murray, George W.1935. *Sons of Ishmael: A Study of the Egyptian Bedouins*, New York : AMS Press, London: George Routledge & Sons
- Ramzi, Ibrahim.1894. *Tārīkh al-fayyūm*, Fayyum
- Rivlin, Helen.1961. *The Agricultural Policy of Muhammad ‘Ali in Egypt*, Harvard University Press.
- Sami, Amin.1936. *Taqwīm al-nīl wa ‘aṣr ‘abbās ḥilmī al-awwal wa muḥammad sa‘īd bāsha*, vol.3-1, *Taqwīm al-nīl wa ‘aṣr isma‘īl basha*, vol.3-2, Cairo
- Sarhank, Ismail.1314 h (1896/97). *Ḥaḡā‘iq al-akḥbār ‘an duwal al-biḥār*, 2 vols, Būlāq, Cairo
- Sayyid al-, Ahmad Lutfi.1936. *Qabā’il al-‘arab bi miṣr*, Cairo
- Scholch, Alexander.1976/77. “The Egyptian Bedouins and the ‘Urabiyyun (1882)”, *Die Welt des Islams*, vol. 17.
- Shalabi, Ali.1983. *al-Rīf al-miṣrī fī al-niṣf al-thānī min al-qarn al-tāsi‘ ‘ashar 1847-1891*, Cairo
- Shalabi, Ali.1988. *al-Miṣriyyūn wa al-jundīya fī al-qarn al-tāsi‘ ‘ashar*, Cairo
- Taha, Muhammad al-Misri.1994. *al-Qabāila al-jawāzī fī mawḡib al-tārīkh*, Dār Hirā‘ bi-l-Minya, Egypt
- Taha, Muhammad al-Misri.2010. *al-Qabā’il al-‘arabiya fī miṣr*, Dār Abū Hilāl li-l-Tibā‘a wa al-Nashr, Egypt
- Vivian, Cassandra.1990. *Islands of the Blest. A Guide to the Oases and Western Desert of Egypt*, Trade Routes Enterprises International Publications, Cairo
- 加藤博 1982 「エジプト農村社会における村落有力者層—Leonard Binder の Second Stratum 論をめぐって」『オリエント』24 卷 2 号
- 加藤博 1993 『私の土地所有権とエジプト社会』創文社

- 加藤博 1997a 「遊牧民 Minority or Vagabond ? —近代エジプトにおける国家と遊牧民」『上智アジア学』14号, 上智大学アジア文化研究所
- 加藤博 1997b 「砂漠に消えた「革命」—近代エジプトの遊牧民「革命」」『地域研究論集』1, 国立民族学博物館・地域研究企画交流センター
- 加藤博 2003 「エジプトにおける「近代統計」と国民国家形成」『現代の中東』34号
- 加藤博 2004 「ファラーティー (falati) 考—19世紀後半エジプトの「浮浪者」(mutasharrid)」三笠宮殿下米寿記念刊行会編『三笠宮殿下米寿記念論集』刀水書房
- 加藤博 2008 「砂漠に消えた「革命」(2) —掘り起こされる近代エジプトの遊牧民「革命」」『東洋文化研究所紀要』第153冊
- 加藤博 2010 「エジプト農村における「家族」(アーイラ) —19世紀中葉オアシス村落に関する住民登録文書に基づいて」『東洋文化研究所紀要』第157冊
- 加藤博 2020a 『アブー・スィネータ村—個人史のなかのエジプト村落論』刀水書房
- 加藤博 2020b 「エジプトはナイルだけではない—エジプト近代史のなかの遊牧民」『史艸』第61号、日本女子大学史学研究会
- 加藤博・岩崎えり奈 2011 「エジプト農村の世帯・家族構造」『東洋文化研究所紀要』159冊
- 長沢栄治 2019 『近代エジプト家族の社会史』東京大学出版会

	所帯番号	人数						所帯 総数	年齢													
		男	女	合計	男奴隷	女奴隷	計		所帯主 (男)	妻	息子	娘	兄弟	姉妹	兄弟の妻	父	母	妻の姉妹	寡婦 ⁽¹⁾	寡婦の姉妹	奴隷(男)	奴隷(女)
類型 2																						
タイプ4	61	4	5	9				9	30	50			15, 10, 12	35, 25, 15				80				
	62	3	2	5				5	25				18, 7	15				45				
	63	3	3	6				6	35	20			9, 4	15				80				
	64	3	0	3				3	20				15, 6									
	65	2	4	6				6	30	25			2	3	15			75				
	66	2	3	5				5	35	20			3	6				90				
	67	2	1	3				3	30	30			20									
	68	4	9	13				13	40	50			2, 7, 4, 5	15, 4, 15	50			60		60	50	
	69	3		3				3	50				40, 45									
	70	2	2	4				4	25				18	6				50				
	71	4	1	5				5	40	35			25, 18, 15									
	72	2	2	4				4	35	30			6	18								
タイプ6	73	5	6	11				11	25				15, 25, 10, 3	6, 10, 10, 3	60			40				
類型 3																						
タイプ7	74	8	6	14				14	70	50, 20	1		30, 9	60, 50, 30, 40, 15	20			90	80			
	75	5	5	10	3	4	7	17	35	30, 25, 15	8, 3, 5		6, 4	20							15, 7, 4	30, 25, 15, 4
	76	4	3	7				7	50	50, 15	6, 3			30	30							
	77	5	4	9				9	35	25	20			3, 18, 10	18, 8			70				
	78	4	1	5				5	35	30	12			18, 15								
	79	3	1	4				4	30	20	2			1								
	80	3	6	9	1		1	10	50		4		30, 7, 20, 1, 4	60				80			5	
	81	5	3	8				8	35	30	8, 4		10	10, 3	15							
	82	3	0	3				3	50		12			10								
類型 4																						
タイプ10	83	1	1	2				2	35	50												
	84	1	1	2				2	30	25												
	85	1	2	3				3	25	20								80				
	86	1	3	4				4	12						20, 6			60				
	87	1	3	4				4	35	25			3, 1									
	88	1	2	3				3	30	20			1									
	89	1	0	1				1	20													
	90	1	2	3				3	30	20			2									
	91	1	1	2				2	35	30												
	92	1	1	2				2	90	70												
	93	1	4	5	1		1	6	40	30, 30			5, 50								25	
	94	1	1	2				2	25	15												
	95	1	2	3				3	70	70			20									
	96	1	4	5				5	60	30			4, 2, 2									
	97	1	4	5				5	15						10, 8, 4			50				
	98	1	1	2				2	40	25												
	99	1	2	3				3	35	20			2									

(1) ハッジャーラ (hajjala) 所帯主本人との関係は不明

	所帯 番号	人数			年齢									
		男	女	計	所帯主	妻	息子	息子の妻	娘	兄弟	兄弟の妻	父の妻	母	
類型1														
タイプ1	1	3	3	6	30	20	8, 1		2				60	
	2	2	3	5	30	40	4		3, 6					
	3	2	3	5	30	25	5		4, 1					
	4	4	1	5	60	45	3, 1, 6							
	5	2	1	3	45	30	10							
	6	2	3	5	40	30	10		8, 4					
	7	5	1	6	40	40	8, 10, 4, 25							
	8	4	1	5	80	45	20, 15, 5							
	9	2	1	3	30	20	3							
	10	3	3	6	50	30	90, 7		4			80		
	11	2	2	4	40	25	4		2					
	12	2	2	4	35	20	5		7					
	13	2	1	3	25	20	10							
	14	3	1	4	70	30	7, 5							
	15	2	4	6	80	60	4		20, 15, 4					
	16	2	0	2	80		15							
	17	5	1	6	60	50	25, 3, 6, 1							
	18	2	2	4	30	25	3		2					
	19	2	5	7	45	25	25		5, 7, 1				50	
	20	2	4	6	30	25	5		15, 7, 2					
	21	2	2	4	45	30	5		1					
	22	3	1	4	60	50	20, 10							
	23	2	1	3	70	30	3							
タイプ2	24	2	1	3	50		30	20						
タイプ3	25	3	3	6	90	60	30, 20	15	10					
類型2														
タイプ4	26	2	3	5	80				5, 3	8			90	
タイプ5	27	2	2	4	40	60				45	45			
類型3														
タイプ7	28	4	2	6	40	30	4, 2		7	50 ⁽¹⁾				
	29	4	2	6	50	30	3			20, 7			80	
タイプ8	30	4	4	8	40	30	7, 1		6, 2	35	25			
類型4														
タイプ10	31	1	2	3	30	20			2					
	32	1	0	1	30									
	33	1	3	4	40	30			4, 2					
	34	1	1	2	45	30								
	35	1	5	6	70	60			2, 15, 25, 8					
	36	1	1	2	40	30								
	37	1	1	2	30								60	
	38	1	0	1	30									
	39	1	3	4	70 ⁽²⁾	40			10, 3					
	40	1	0	1	30									

(1) 兄弟失明

(2) 所帯主失明

付録 B-1(1) ジャハマ族男女年齢構成

女所帯主所帯除く

※200歳の娘1人除く

	人数			比率(%)	
	男	女	計	男	女
11歳未満	81	68	149	54.36	45.64
11以上20未満	36	21	57	63.16	36.84
20以上30未満	27	33	60	45	55
30以上40未満	37	32	69	53.62	46.38
40以上50未満	20	18	38	52.63	47.37
50以上60未満	8	19	27	29.63	70.37
60以上	13	17	30	43.33	56.67
計	222	208	430	51.63	48.37

女所帯主所帯含む

	人数			比率(%)	
	男	女	計	男	女
11歳未満	86	77	163	52.76	47.24
11以上20未満	38	27	65	58.46	41.54
20以上30未満	27	38	65	41.54	58.46
30以上40未満	37	37	74	50	50
40以上50未満	20	18	38	52.63	47.37
50以上60未満	8	23	31	25.81	74.19
60以上	13	20	33	39.39	60.61
計	229	240	469	48.83	51.17

付録 B-1(2) ジャハマ族男女年齢構成 (女所帯主所帯除く)

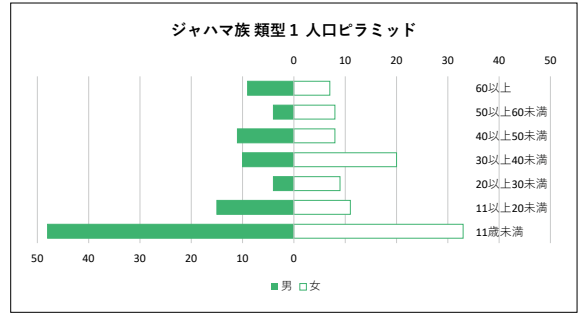
※単位：人

男	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計	比率
所帯主	2	5	14	26	19	8	10	84	37.84%
既婚息子			1	4				5	2.25%
その息子	5							5	2.25%
未婚息子	48	17	3	0	0	0	0	68	30.63%
父							2	2	0.9%
母の夫					1			1	0.45%
兄弟・未婚	14	12	7	3	0	0	0	36	16.22%
兄弟・既婚			1	3				4	1.8%
その息子(甥)	1							1	0.45%
甥	9						1	10	4.5%
父方のおじの息子	1	1						2	0.9%
母方のおじ・おばの息子	1			1				2	0.9%
不明			1					2	0.9%
計	81	36	27	37	20	8	13	222	100%

女	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計	比率
妻		1	8	23	6	4	2	44	21.15%
未婚娘	38	8	5					51	24.52%
既婚息子の妻			1	3				4	1.92%
既婚息子の娘	4							4	1.92%
既婚・子持ちの娘			1					1	0.48%
その娘	1							1	0.48%
母(妻の母含む)				2	4	11	9	26	12.5%
祖母						1	2	3	1.44%
既婚兄弟の妻			4	1	1			6	2.88%
既婚兄弟の娘	5							5	2.4%
姉妹	11	7	11	2	4	2	1	38	18.27%
姉妹の娘	4	2						6	2.88%
妻の姉					1			1	0.48%
姪	2	1	1	1				5	2.4%
父方のおじの娘		2			1		1	4	1.92%
父方のおじの息子の妻							1	1	0.48%
父方おじの娘の娘	1		1					2	0.96%
父方おじの娘の孫娘	1							1	0.48%
母方のおば						1	1	2	0.96%
母方のおばの娘			1					1	0.48%
甥の妻					1			1	0.48%
父方のおじの息子の娘	1							1	0.48%
計	68	21	33	32	18	19	17	208	100%

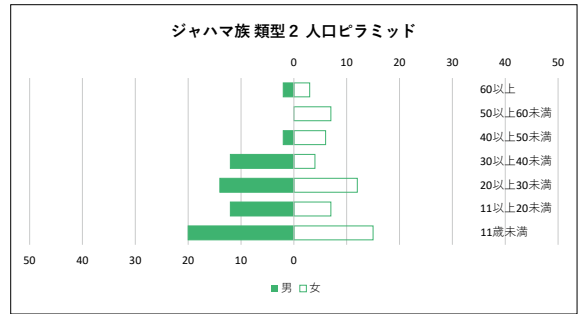
類型1

	人数			比率(%)	
	男	女	計	男	女
11歳未満	48	33	81	59.26	40.74
11以上20未満	15	11	26	57.69	42.31
20以上30未満	4	9	13	30.77	69.23
30以上40未満	10	20	30	33.33	66.67
40以上50未満	11	8	19	57.89	42.11
50以上60未満	4	8	12	33.33	66.67
60以上	9	7	16	56.25	43.75
計	101	96	197	51.27	48.73



類型2

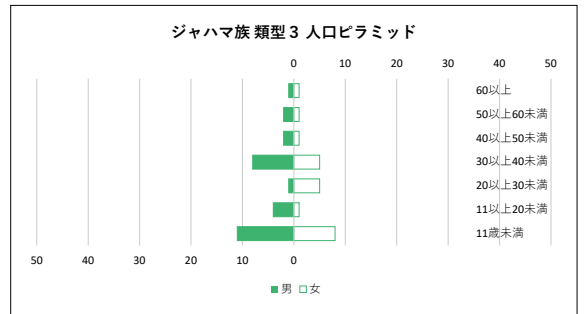
	人数			比率(%)	
	男	女	計	男	女
11歳未満	20	15	35	57.14	42.86
11以上20未満	12	7	19	63.16	36.84
20以上30未満	14	12	26	53.85	46.15
30以上40未満	12	4	16	75	25
40以上50未満	2	6	8	25	75
50以上60未満	0	7	7	0	100
60以上	2	3	5	40	60
計	62	54	116	53.45	46.55



類型3

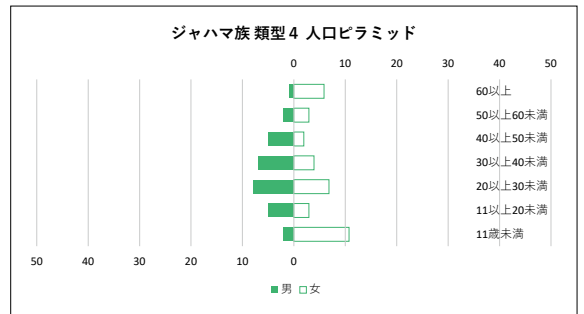
※200歳の娘1人除く

	人数			比率(%)	
	男	女	計	男	女
11歳未満	11	8	19	57.89	42.11
11以上20未満	4	1	5	80	20
20以上30未満	1	5	6	16.67	83.33
30以上40未満	8	5	13	61.54	38.46
40以上50未満	2	1	3	66.67	33.33
50以上60未満	2	1	3	66.67	33.33
60以上	1	1	2	50	50
計	29	22	51	56.86	43.14



類型4

	人数			比率(%)	
	男	女	計	男	女
11歳未満	2	11	13	15.38	84.62
11以上20未満	5	3	8	62.50	37.50
20以上30未満	8	7	15	53.33	46.67
30以上40未満	7	4	11	63.64	36.36
40以上50未満	5	2	7	71.43	28.57
50以上60未満	2	3	5	40	60
60以上	1	6	7	14.29	85.71
計	30	36	66	45.45	54.55



1) 所帯主のタイプ別年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ1				6	11	4	5	26
タイプ2							1	1
タイプ3							3	3
タイプ4	1	1	6	9	1			18
タイプ5				2				2
タイプ7				2	1	1		4
タイプ8						1		1
タイプ9					1			1
タイプ10	1	4	8	7	5	2	1	28
計	2	5	14	26	19	8	10	84
比率	2.38%	5.95%	16.67%	30.95%	22.62%	9.52%	11.90%	100%

2) 既婚息子のタイプ別年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ2				1				1
タイプ3			1	3				4
計			1	4				5
比率			20%	80%				100%

3) 未婚息子のタイプ別年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ1	39	12	1					52
タイプ3	1	3	2					6
タイプ7	4							4
タイプ8	3	2						5
タイプ9	1							1
計	48	17	3					68
比率	70.59%	25%	4.41%					100%

4) 未婚兄弟のタイプ別年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ4	13	10	6					29
タイプ7		1		3				4
タイプ9	1	1	1					3
計	14	12	7	3				36
比率	38.89%	33.33%	19.44%	8.33%				100%

5) 既婚兄弟のタイプ別年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ5			1	1				2
タイプ8				1				1
タイプ9				1				1
計			1	3				4
比率			25%	75%				100%

1) 所帯主妻の年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ1			1	15	5	1		22
タイプ2								0
タイプ3						2	1	3
タイプ4			2	2				4
タイプ5			2					2
タイプ6								0
タイプ7			1	2				3
タイプ8			1		1			2
タイプ9				1				1
タイプ10		1	1	3		1	1	7
計		1	8	23	6	4	2	44
比率		2.27%	18.18%	52.27%	13.64%	9.09%	4.55%	100%

2) 同居母親の年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ1						2	3	5
タイプ2								0
タイプ3								0
タイプ4				1	2	6	1	10
タイプ5								0
タイプ6								0
タイプ7							1	1
タイプ8								0
タイプ9						1		1
タイプ10				1	2	1	3	7
計				2	4	10	8	24
比率				8.33%	16.67%	41.67%	33.33%	100%

3) 姉妹の年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ1				1	1	1	1	4
タイプ2								0
タイプ3						1		1
タイプ4	8	5	4		3			20
タイプ5			1					1
タイプ6								0
タイプ7			2	1				3
タイプ8								0
タイプ9								0
タイプ10	3	2	4					9
計	11	7	11	2	4	2	1	38
比率	28.95%	18.42%	28.95%	5.26%	10.53%	5.26%	2.63%	100%

4) 未婚娘の年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ1	20	4	4					28
タイプ2								0
タイプ3	3	3	1					7
タイプ4	3							3
タイプ5								0
タイプ6								0
タイプ7	2	1						3
タイプ8	2							2
タイプ9	2							2
タイプ10	6		0					6
計	38	8	5	0	0	0	0	51
比率	74.51%	15.69%	9.8%	0%	0%	0%	0%	100%

付録 B-5 ジャハマ族夫婦年齢・推定出産年齢・子供数

	所帯番号	所帯夫婦							既婚息子夫婦							既婚兄弟夫婦							同居母親			
		夫年齢	妻年齢	夫婦年齢差(1)	妻が最年長の子供を出産した年齢(2)	そのときの夫年齢	妻が最年少の子供を出産した年齢	子供の数	夫年齢	妻年齢	夫婦年齢差	妻が最年長の子供を出産した年齢	そのときの夫年齢	妻が最年少の子供を出産した年齢	子供の数	夫年齢	妻年齢	夫婦年齢差	妻が最年長の子供を出産した年齢	そのときの夫年齢	妻が最年少の子供を出産した年齢	子供の数	母年齢	母が最年長の同居子供を出産した年齢	母が最年少の同居子供を出産した年齢	同居する子供の数
タイプ1	1	40	35	5	13(D)	18	33(S)	2																		
	2	65	40, 40(3)	25	31(S)	56	39(D)	4																		
	3	65	35	30	15(D)	45	32(D)	5																		
	4	65	40	25	15(D)	40	38(2)	5																		
	5	45	30	15	18(D)	27	44(S)	3																		
	6	45	-	-	-	25		5																		
	7	45	35	10	18(S)	27	27(D)	2														70	15(D)	25(S)	2	
	8	40	30	10	19(S)	29	29(D)	5														75	35(S)		1	
	9	50	55	-5	47(S)	42		1																		
	10	40	35	5	17(D)	22	35(S)	4																		
	11	50	35	15	16(S)	31	30(D)	4														80	30(S)		1	
	12	45	-	-	-	23		1																		
	13	45	-	-	-	28		2																		
	14	45	30	15	22(S)	37	26(D)	4																		
	15	35	35	0	29(S)	29	35(S)	2																		
	16	36	35	1	26(S)	27	34(D)	5																		
	17	30	-	-	-	12		3																		
	18	50	35	15	29(S)	44	33(S)	2																		
	19	45	33	12	24(S)	36	32(D)	4																		
	20	50	40	10	26(S)	36	36(D)	3																		
	21	40	35	5	28(S)	33	33(S)	3														60(5)	25(D)		1	
	22	36	33	3	28(S)	31	32(S)	3														50	14(S)		1	
	23	65	40	25	28(S)	58	39(S)	5																		
	24	33	20	13	8(S)(6)	21	19(S)	2														55, 50(5)	22, 30		2	
	25	38	35	3	28(S)	31		1																		
	26	70	-	-	-	59		1																		
平均		46.65	37.84	11.29				3.12														62.8				
タイプ2	27	60	-	-	-	30		1	30	25	5	16(D)	21	24(D)	2											
タイプ3	28	60	50,55	10, 5	20(S)	25	41 or 46(D)	8	35, 25	35, 30	0, -5	27(S,D)(4)	27	34(D)(4)	4											
	29	60	-	-	-	30		3	30				20		1											
	30	75	60	15	25(S)	40	52(D)	6	35	30	5	26(D)	31	29(S)	2											
平均		65	55	10				5.67	31.25	31.66	0				2.33											
類型1平均		48.93	45.25	11.12				3.3	31	30					2.25											
タイプ4	31	30	35	-5	26(D)			1														45	15(S)・5(D)(6)	39(S)	6	
	32	27																								
	33	23																								
	34	8																				30	22(S)	27(D)	4	
	35	35																				50	15(S)	45(S)	2	
	36	35																				60	25(S)	54(S)	5	
	37	30																				50	20(S)	43(D)	3	
	38	15																				50	30(D)	43(S)	5	
	39	30	25	5				0								-	25	-				50	20(D)	44(S)	5	
	40	45	35	10	30(D)	40	33(D)	2																		
	41	35	28	7				0																		
	42	23																				40	17(S)	37(S)	4	
	43	28																				50	22(S)	43(D)	5	
	44	30																								
	45	32																								
	46	35																								
	47	20																								
	48	27																				55		54(D)	6	
平均		28.22	30.75	4.25																		48				4.5
タイプ5	49	32	27	5				0								34	25	9	20(D)			1				
	50	30	25	5				0								27	40	-13								
平均		31	26	5												30.5	32.5	-2								
類型2平均		28.5	29.16	4.5																		48				4.5

	所帯番号	所帯夫婦							既婚息子夫婦							既婚兄弟夫婦							同居母親			
		夫年齢	妻年齢	夫婦年齢差(1)	妻が最年長の子供を出産した年齢(2)	そのときの夫年齢	妻が最年少の子供を出産した年齢	子供の数	夫年齢	妻年齢	夫婦年齢差	妻が最年長の子供を出産した年齢	そのときの夫年齢	妻が最年少の子供を出産した年齢	子供の数	夫年齢	妻年齢	夫婦年齢差	妻が最年長の子供を出産した年齢	そのときの夫年齢	妻が最年少の子供を出産した年齢	子供の数	母年齢	母が最年長の同居子供を出産した年齢	母が最年少の同居子供を出産した年齢	同居する子供の数
タイプ7	51	32	20	12	19(S)	31		1															60	28(S)	40(D)	5
	52	50	35	15	19(D)	34	34(S)	4																		
	53	33	30	3	29(S)	32		1																		
	54	40	-	-	-	33		1																		
平均		38.75	28.33	10.00				1.75																		
タイプ8	55	55	25, 45	30, 10	28(S)	38	43 or 23(D)	7							32	25	7					0				
タイプ9	56	40	35	5	27(S)	32	34(D)	4							39	35	4	29(D)	33	32(D)	2	55	15(S)	46(S)	5	
類型3平均		41.67	28.16	12.5				3							35.5	30	5.5					57.5				5
タイプ10	57	28																								
	58	22																								
	59	32																								
	60	21																				70	49(S)		1	
	61	27																				45	18(S)	25(D)	2	
	62	11																								
	63	50																								
	64	25																								
	65	22																								
	66	55	60	-5																						
	67	10																				35	25(S)	26(D)	2	
	68	40	30	10				0																		
	69	38	25	13	24(D)			1																		
	70	30																								
	71	23																				45	19(S)	45(D)	5	
	72	45																								
	73	22																								
	74	49	30	19	22(D)			3														80	31(S)		1	
	75	65	50	15	40(D)			2																		
	76	40	35	5																		60	20(S)		1	
	77	40																								
	78	19																								
	79	32																								
	80	18																								
	81	15																								
	82	30	18	12																		50	20(S)		1	
	83	30																								
	84	32																								
類型4平均		31.11	35.43	9.86																		55				

- (S) 息子
- (D) 娘
- (1) ポリガミーの場合、最大年齢差と最小年齢差のみ計算
- (2) ポリガミーの場合は、最年長の妻が出産したと仮定し算出
- (3) 離婚された妻
- (4) 35歳夫婦の子ども
- (5) 妻の母
- (6) 出産年齢が11歳未満

付録 B-6 ジャハマ族 病気・身体障害者リスト

※数字は年齢

所帯番号	所帯主 (男)	妻	息子・ 既婚	その妻	その 息子	その娘	未婚息子	娘	その 子ども	兄弟・ 既婚	その妻	その 息子	その娘	兄弟・ 未婚	母	姉妹	甥	姪	父方の おじ息子の妻	父方の おじの娘	その娘	その 孫娘	母方の おば	その 息子	病気・障害
7	45	35					17●	8							70	55			65※			8			視力薄弱
8	40	30					11※, 9, 3	7, 1							75										右目が白斑
13	45※						17●, 14●																		左腕に障害
15	35※	35					6, 1か月																		両目が白斑
16	36※	35					9, 4	8, 7, 1																	右目が欠陥
26	70						11※																		左目が欠陥
28	60	50, 55	35, 25	35, 30	8, 6, 1	8	19●, 18●, 12	12, 16, 9								50	10, 10	30, 25※							視力薄弱
30	75※	60	35	30	1	4	28, 9	18, 14, 8※																	世帯主および8歳娘ともに視力薄弱
37	30※												14●, 7	50	20										片目
39	30	25									25			6	50	20, 16, 15※	8								右目が欠陥 / 疵
47	20													12※											左目が欠陥
52	50※	35					1	16, 10, 7						30※											世帯主 左腕が切断されている、30歳兄弟視力薄弱
71	23														45	20, 15, 12※、 生後8日									視力薄弱
74	49	30						8, 5, 2							80※					90	25	7			病気
82	30※	18													50								50	7※	世帯主 視力薄弱、7歳母方のおばの息子病気
83	30※																								左腕が切断されている

●=徴兵
太字※=病気、障害

付録 C-1(1) オマル・マスリー 「遊牧民」 男女年齢構成

	人数			比率(%)	
	男	女	計	男	女
11歳未満	124	109	233	53.22	46.78
11以上20未満	52	30	82	63.41	36.59
20以上30未満	28	44	72	38.89	61.11
30以上40未満	39	35	74	52.70	47.30
40以上50未満	24	21	45	53.33	46.67
50以上60未満	15	18	33	45.45	54.55
60以上	24	22	46	52.17	47.83
計	306	279	585	52.31	47.69

付録 C-1(2) オマル・マスリー 「遊牧民」 男女年齢構成

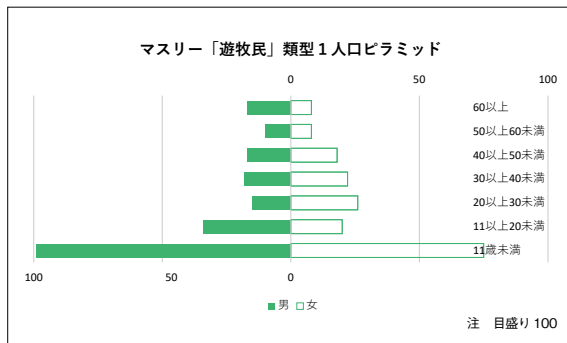
※単位：人

男	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計	比率
所帯主		2	8	34	21	13	21	99	32.35%
息子	109	36	15	2		1		163	53.27%
兄弟	15	14	5	3	3	1	2	43	14.05%
父							1	1	0.33%
計	124	52	28	39	24	15	24	306	100%

女	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計	比率
妻		6	31	32	19	11	7	106	37.99%
妻の姉妹		1						1	0.36%
娘	97	18	8	2		1		126	45.16%
姉妹	12	5	5	1		2		25	8.96%
兄弟の妻							1	1	0.36%
母					2	2	13	17	6.09%
寡婦						1	1	2	0.72%
寡婦の姉妹						1		1	0.36%
計	109	30	44	35	21	18	22	279	100%

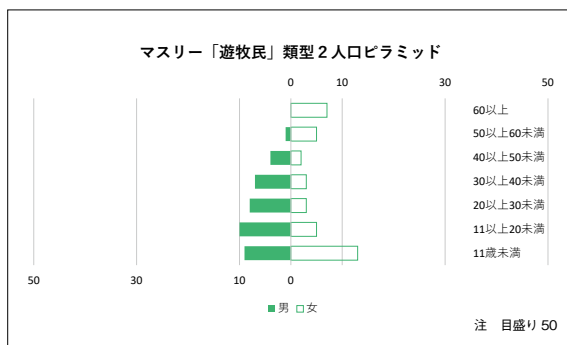
類型1

	人数			比率(%)	
	男	女	計	男	女
11歳未満	99	75	174	56.9	43.1
11以上20未満	34	20	54	62.96	37.04
20以上30未満	15	26	41	36.59	63.41
30以上40未満	18	22	40	45	55
40以上50未満	17	18	35	48.57	51.43
50以上60未満	10	8	18	55.56	44.44
60以上	17	8	25	68	32
計	210	177	387	54.26	45.74



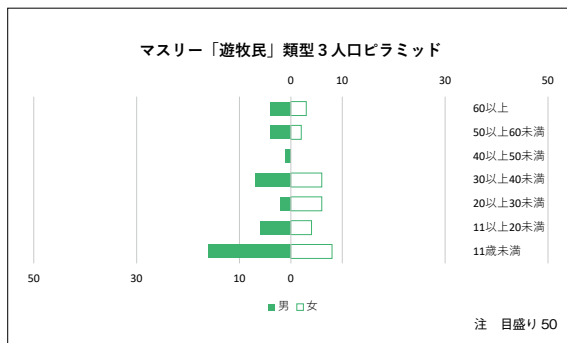
類型2

	人数			比率(%)	
	男	女	計	男	女
11歳未満	9	13	22	40.91	59.09
11以上20未満	10	5	15	66.67	33.33
20以上30未満	8	3	11	72.73	27.27
30以上40未満	7	3	10	70	30
40以上50未満	4	2	6	66.67	33.33
50以上60未満	1	5	6	16.67	83.33
60以上	0	7	7	0	100
計	39	38	77	50.65	49.35



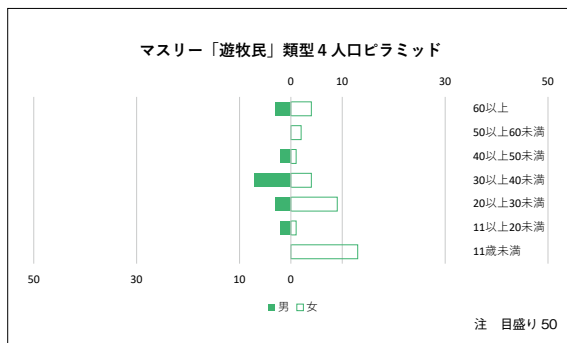
類型3

	人数			比率(%)	
	男	女	計	男	女
11歳未満	16	8	24	66.67	33.33
11以上20未満	6	4	10	60	40
20以上30未満	2	6	8	25	75
30以上40未満	7	6	13	53.85	46.15
40以上50未満	1	0	1	100	0
50以上60未満	4	2	6	66.67	33.33
60以上	4	3	7	57.14	42.86
計	40	29	69	57.97	42.03



類型4

	人数			比率(%)	
	男	女	計	男	女
11歳未満	0	13	13	0	100
11以上20未満	2	1	3	66.67	33.33
20以上30未満	3	9	12	25	75
30以上40未満	7	4	11	63.64	36.36
40以上50未満	2	1	3	66.67	33.33
50以上60未満	0	2	2	0	100
60以上	3	4	7	42.86	57.14
計	17	34	51	33.33	66.67



1) 所帯主の年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ1	0	0	1	16	17	9	17	60
タイプ4	0	0	4	6	2	1		13
タイプ7	0	0	0	5	0	3	1	9
タイプ10	0	2	3	7	2	0	3	17
計	0	2	8	34	21	13	21	99
比率	0%	2.02%	8.08%	34.34%	21.21%	13.13%	21.21%	100%

2) 息子の年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ1	99	34	14	2	0	1	0	150
タイプ4	0	0	0	0	0	0	0	0
タイプ7	10	2	1	0	0	0	0	13
タイプ10	0	0	0	0	0	0	0	0
計	109	36	15	2	0	1	0	163
比率	66.87%	22.09%	9.20%	1.23%	0%	0.61%	0%	100%

3) 兄弟の年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ1	0	0	0	0	0	0	0	0
タイプ4	9	10	4	1	2	0	0	26
タイプ7	6	4	1	2	1	1	2	17
タイプ10	0	0	0	0	0	0	0	0
計	15	14	5	3	3	1	2	43
比率	34.88%	32.56%	11.63%	6.98%	6.98%	2.33%	4.65%	100%

4) 父の年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ7	0	0	0	0	0	0	1	1
計	0	0	0	0	0	0	1	1

1) 妻の年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ1	0	3	17	22	18	7	5	72
タイプ4	0	0	3	3	0	2	0	8
タイプ7	0	2	4	3	0	2	0	11
タイプ10	0	1	7	4	1	0	2	15
計	0	6	31	32	19	11	7	106
比率	0%	5.66%	29.25%	30.19%	17.92%	10.38%	6.60%	100%

2) 娘の年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ1	73	16	6	0	0	0	0	95
タイプ4	8	2	0	0	0	0	0	10
タイプ7	7	0	1	2	0	0	0	10
タイプ10	9	0	1	0	0	1	0	11
計	97	18	8	2	0	1	0	126
比率	76.98%	14.29%	6.35%	1.59%	0%	0.79%	0%	100%

3) 姉妹の年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ1	2	0	3	0	0	1	0	6
タイプ4	5	3	0	0	0	1	0	9
タイプ7	1	2	1	1	0	0	0	5
タイプ10	4	0	1	0	0	0	0	5
計	12	5	5	1	0	2	0	25
比率	48%	20%	20%	4%	0%	8%	0%	100%

4) 母の年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ1	0	0	0	0	0	0	3	3
タイプ4	0	0	0	0	2	1	5	8
タイプ7	0	0	0	0	0	0	3	3
タイプ10	0	0	0	0	0	1	2	3
計	0	0	0	0	2	2	13	17
比率	0%	0%	0%	0%	11.76%	11.76%	76.47%	100%

5) 妻の姉妹の年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ1	0	1	0	0	0	0	0	1
計	0	1	0	0	0	0	0	1

6) 兄弟の妻の年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ4	0	0	0	0	0	0	1	1
計	0	0	0	0	0	0	1	1

7) 寡婦(ハッジャーラ hajjala)の年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ1	0	0	0	0	0	1	0	1
タイプ4	0	0	0	0	0	0	1	1
計	0	0	0	0	0	0	1	2

8) 寡婦(ハッジャーラ hajjala)の姉妹の年齢構成

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計
タイプ4	0	0	0	0	0	1	0	1
計	0	0	0	0	0	1	0	1

付録 C-5 オマル・マスリー「遊牧民」夫婦年齢・推定出産年齢・子供数

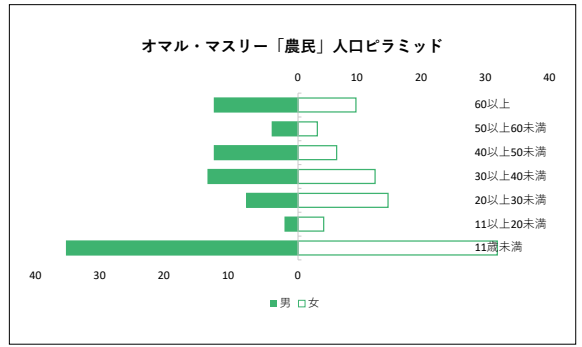
	所帯番号	所帯主夫婦						同居母親と子供				
		夫年齢	妻年齢	夫婦年齢差 (1)	妻が最年長の子供を出産した年齢 (2)	そのときの夫年齢	妻が最年少の子供を出産した年齢 (3)	子供数	母年齢	母が最年長の同居子供を産んだ年齢	母が最年少の同居子供を産んだ年齢	同居する子供数
タイプ1	1	50	40,30,25,15	10, 35	15(S)	25		10				
	2	40	40	0	33(S)	33	35(S)	2				
	3	40	40,40,25,25,18	0, 22	20(S)	20		16				
	4	60	30	30	15(D)	45	27(S)(D)	3				
	5	80	50	30	30(S)	60	46(D)	8				
	6	60	40	20	20(S)	40	38(S)	8				
	7	40	20,18	20, 22	16(D)	36		2	70	30(S)		1
	8	35	30	5	24(S)	29	28(S)	2				
	9	40	30	10	5(S)(4)	15	25(S)	4				
	10	30	25	5	15(S)(D)	20	24(D)	4				
	11	50	40	10	30(S)	40	35(D)	3				
	12	50	40	10	25(D)	35	38(S)	3				
	13	25	20	5	7(D)(4)	12	18(S)	5				
	14	35	25	10	23(S)(D)	33		2				
	15	90	70	20	66(S)(7)	86	67(S)(7)	2				
	16	40	30	10	15(S)	25	28(D)	2				
	17	60	40	20	22(S)	42	39(S)	9				
	18	40	50	-10	45(S)(D)	35		2				
	19	40	30	10	15(S)	25	20(S)	2	90	50(S)		1
	20	40	25	15	20(D)	35	23(S)	3				
	21	50	40	10	20(D)	30	39(D)	4				
	22	30	40	-10	35(S)	25	39(D)	3				
	23	80	50	30	46(D)	76	47(S)	2	80	0(S)(6)		1
	24	30	30	0	25(D)	25	28(S)	3				
	25	30	25	5	21(S)(D)	26	24(D)	4				
	26	45	50	-5	35(S)	30	49(S)	6				
	27	80	70,30	10, 50	55(D)	65		8				
	28	40	20	20	10(S)(4)	30	11(D)	2				
	29	50	40	10	25(S)	35	39(D)	5				
	30	35	40	-5	25(S)	20	37(D)	6				
	31	80	70	10	52(S)	62	67(D)(6)	4				
	32	30	20	10	15(D)	25	17(S)	3				
	33	35	25	10	23(S)	32	24(D)	2				
	34	45	50	-5	25(S)(D)	20	30(D)	3				
	35	60	30	30	15(S)	45	28(S)	3				
	36	45	40	5	35(S)	40	38(S)	4				
	37	30	30	0	15(S)	15	28(S)	5				
	38	35	30	5	20(S)	25	28(S)	5				
	39	35	35	0	28(S)	28	30(S)(D)	3				
	40	30	40,45,25	-10, 5	20(S)	10(5)		7				
	41	80	20,50	60, 30	0(S)(6)	30		4				
	42	60	30	30	26(D)	56	29(S)	2				
	43	60	30	30	0(S)(6)	30	28(S)	5				
	44	40	30	10	20(S)	30	28(D)	3				
	45	35	30	5	20(S)	25	28(D)	4				
	46	70	40	30	20(S)	50	30(S)	3				
	47	50	60	-10	35(S)	25	45(S)(D)	3				
	48	70	20	50	0(S)(6)	50	5(D)(4)	3				
	49	70	40	30	10(S)(4)	40	30(S)	5				
	50	30	25	5	19(S)	24		1				
	51	40	35	5	17(S)	22	25(D)	3				
	52	50	40	10	25(S)	35	33(S)	5				
	53	60	70	-10	45(S)	35	63(D)(7)	5				
	54	50	30	20	15(S)	35	28(D)	5				
	55	40	30	10	20(S)	30	29(D)	2				
	56	40	50	-10	30(S)	20	45(S)	4				
	57	30	30	0	20(S)	20	24(D)	2				
	58	45	30	15	15(D)	35	28(S)	5				
	59	50	30	20	10(S)(4)	30	26(S)	6				
	60	90	25	65	10(S)(4)	75		1				
類型 1 平均		48.33	35.15	13.32				4.08	80.00			

	所帯番号	所帯主夫婦							同居母親と子供			
		夫年齢	妻年齢	夫婦年齢差 (1)	妻が最年長の子供を出産した年齢 (2)	そのときの夫年齢	妻が最年少の子供を出産した年齢 (3)	子供数	母年齢	母が最年長の同居子供を産んだ年齢	母が最年少の同居子供を産んだ年齢	同居する子供数
タイプ4	61	30	50	-20	35(D)	15	40(D)	3	80	45(S)	65(S)(7)	4
	62	25	-						45	20(S)	38(S)	4
	63	35	20	15					80	45(S)	76(S)(7)	4
	64	20	-									
	65	30	25	5	23(D)	28		1	75	45(S)	72(S)(7)	3
	66	35	20	15	17(D)	32		1	90	55(S)	84(S)(7)	2
	67	30	30	0								
	68	40	50	-10	43(D)	33	48(D)	4	60	10(D)(4)	56(S)	5
	69	50	-									
	70	25	-						50	25(S)	32(D)	3
	71	40	35	5								
	72	35	30	5	24(D)	29		1				
タイプ6	73	25	-						40	15(S)	37(S)	9
類型2平均		32.92	32.5	1.88				2.00	68.57			3.571
タイプ7	74	70	50, 20	20, 50	20(D)	40		3	80	10(S)(4)	65(S)(7)	7
	75	35	30, 25, 15	5, 20	22(S)	27		5				
	76	50	50, 15	0, 35	44	44		2				
	77	35	25	10	5(S)(4)	15		1	70	35(S)	67(S)(7)	6
	78	35	30	5	18(S)	23		1				
	79	30	20	10	18(S)	28		1				
	80	50	-			20		6	80	20(S)	30(S)	2
	81	35	30	5	20(D)	25	26(S)	3				
	82	50	-			38		1				
類型3平均		43.33	28.18	16.00				2.56	76.67			5.00
タイプ10	83	35	50	-15								
	84	30	25	5								
	85	25	20	5					80	55(S)		1
	86	12	-						60	40(D)	58	3
	87	35	25	10	22(D)	32	24(D)	2				
	88	30	20	10	19(D)	29		1				
	89	20	-									
	90	30	20	10	18(D)	28		1				
	91	35	30	5								
	92	90	70	20								
	93	40	30, 30	10, 10	-20(D)(6)	-10(6)		2				
	94	25	15	10								
	95	70	70	0	50(D)	50		1				
	96	60	30	30	26(D)	54	28(D)	3				
	97	15	-						50	35(S)	46(D)	4
	98	40	25	15								
	99	35	20	15	18(D)	33		1				
類型4平均		36.88	32.00	9.33					63.33			2.67

- (S) 息子
- (D) 娘
- (1) ポリガミーの場合、最大年齢差と最小年齢差のみ計算
- (2) ポリガミーの場合、最年長の妻が出産したと仮定し算出
- (3) ポリガミー世帯は計算していない
- (4) 出産年齢が11歳未満
- (5) 妻が最年長の子供を出産した時の夫の年齢が11歳未満
- (6) 息子の年齢が妻の年齢と同じ、あるいは、それ以上であり、母親が異なると考えられる。
- (7) 出産年齢60歳以上

付録 D-1 オマル・マスリー「農民」男女年齢構成

	人数			比率(%)	
	男	女	計	男	女
11歳未満	36	31	67	53.73	46.27
11以上20未満	2	4	6	33.33	66.67
20以上30未満	8	14	22	36.36	63.64
30以上40未満	14	12	26	53.85	46.15
40以上50未満	13	6	19	68.42	31.58
50以上60未満	4	3	7	57.14	42.86
60以上	13	9	22	59.09	40.91
計	90	79	169	53.25	46.75



付録 D-2 オマル・マスリー「農民」男年齢構成

※単位：人

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計	比率
所帯主	0	0	1	12	12	3	12	40	44.44%
息子	34	2	6	1	0	0	1	44	48.89%
兄弟	2	0	1	1	1	1	0	6	6.67%
計	36	2	8	14	13	4	13	90	100%

付録 D-3 オマル・マスリー「農民」女年齢構成

※単位：人

	11歳未満	11以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上	計	比率
妻	0	0	10	12	5	2	4	33	41.77%
息子の妻	0	1	1	0	0	0	0	2	2.53%
娘	31	3	2	0	0	0	0	36	45.57%
兄弟の妻	0	0	1	0	1	0	0	2	2.53%
父の妻	0	0	0	0	0	0	1	1	1.27%
母	0	0	0	0	0	1	4	5	6.33%
計	31	4	14	12	6	3	9	79	100%

加藤 博
(一橋大学名誉教授)

出川 英里
(千葉大学大学院人文公共学府博士後期課程)

一橋大学社会科学古典資料センター *Study Series. No. 78*

発行所 東京都国立市中 2 - 1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 2022年1月31日

